

(報告第11号関係 その他の事務事業調整について(BCランク)) 別紙

その他の事務事業について、調整(案)の内容と調整内容決定の考え方を記載しています。

調整(案)の内容が市民サービスや負担に一定の影響があるものについては、どちらの市民に影響があるのか丸印で示し、該当の事務事業調書の概要を添付しています。(事務事業調書の概要を添付していないものについては、平成28年11月25日開催の第2回会議でお配りした、協議第10号別冊の事務事業一覧表を参照してください。)

(1)企画部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
011101	総合計画策定・進捗管理事業	C	合併後の市の総合計画(小田原市を基本とする)については、策定される新市計画と両輪で推進する。実施計画については、事務調整を踏まえ両市間で調整を行い平成31年度に策定作業を行う。新たな総合計画の策定の時期については、両市の現計画期間(小田原市:~34年度、南足柄市:~35年度)や首長の意向を踏まえ調整する。	編入合併を想定し、小田原市の総合計画を基本に考える。実施計画については、合併後の市の行政運営の道筋をつけるため、平成32年度以降の複数年の事業展開フレームを整理する必要がある、両市の事務調整を踏まえて策定する。			
011104	地方創生関連事業	C	総合戦略は計画期間が平成31年度までであり、合併時(平成32年度)には計画期間が終了している。平成32年度には戦略の評価が業務として想定されており、基本的には、両市の戦略毎に最終の評価を行う。最終評価の時期が合併の時期より後になる場合は、評価方法を再検討する。	各自治体が策定した総合戦略計画期間後(平成32~)の地方創生関連事業の展開について、国が示していないため。			
011106	移住・定住促進事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ。ただし、平成31年度の両市の事業展開を踏まえて再調整を行う。	現時点では、両市ともに定型的な事務となっている。			
011107	片浦地域活性化検討事業	C	旧片浦中学校の利活用検討については、平成29年度(遅くとも30年度)には終了するため、当該事業は合併前に廃止となる。普通財産化した当該施設の管理所管は現時点で未定だが、合併後の市にその業務を引き継ぐ。	片浦地域の活性化を推進する「未病を治す体験充実協議会」は、平成28年度で事業終了。旧片浦中の活用については、平成29年度に民間公募を実施し、平成30年度から施設の利活用を予定しているため。			
011109	北足柄地域の活性化に関すること	C	北足柄中学校跡地を活用した北足柄地域の活性化については合併後の市に引き継ぐ。	北足柄中学校跡地を活用した北足柄地域の活性化は合併後の市にとっても重要な懸案事項なので南足柄市の活用実績も参考に合併後の市に引き継いで改めて検討していく。			
011111	政策課題検討事業	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており(南足柄市は未実施)、合併後の市でも小田原市の方法で同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っているため、複数の方針案は不要。			
011113	県西地域活性化プロジェクト関連事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011116	小田原まちづくり学校事業	C	まちづくり学校事業は、平成29年度に終了予定のため、当該事業は合併前に廃止となる。	まちづくり学校事業については、平成29年度から動き出す仮称・おだわら藩校事業(生涯学習課)に統合予定のため。			
011117	施政方針作成事務	C	施政方針による事業の進捗管理は、事務事業評価との重複業務になるため、小田原市の方法で事務を引き継ぐ。	南足柄市は、施政方針記載事項の進捗管理を行い議会に報告しているが、小田原市では、計画と評価を連動させた事務事業評価により進捗管理及び業務改善を行い、その調書については議会にも報告している。			
011118	新年のあいさつ作成事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも小田原市の方法で同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			

011119	庁議運営事務	C	庁議の運営は、小田原市の方法を適用する。ただし、政策会議の構成員及び幹部職員の情報共有の場（小田原市の幹部会議、南足柄市の行政連絡会が該当）のあり方については、合併後の市政運営を円滑に行う観点から検討を行う。	両市ともに機関決定の場となる政策会議と幹部職員の情報共有の場の2層の庁議を運営しており、会議体の構成は同様であるが、合併後の市の組織や役職等を踏まえて検討する必要があるため。			
011120	首長懇談会事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011121	国県対応事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011123	東電賠償請求・避難者支援等に関する事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、合併後の市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
011125	全国施行時特例市市長会事業	C	全国施行時特例市市長会に引き続き加盟する。	地方分権を一層推進や中核市への移行を円滑に行うことを目指す同規模の自治体との情報交換は有益であるため、合併後も引き続き当該団体に加盟する。			
011126	地方分権・権限移譲事業	C	地方分権・権限移譲に係る案件抽出は、庁内照会等により実施する。	合併により組織の規模が大きくなり、各所属が専門化することから、案件抽出等は庁内照会等により対応する。			
011128	県西部広域行政協議会運営事業	C	現状どおり協議会に参画する。	県西地域における広域連携の推進のため、合併後も協議会に参画する。			
011129	富士箱根伊豆交流圏（S.K.Y.広域圏）推進事業	C	引き続き加盟する。	県境を越えた富士箱根伊豆の圏域市町村間の連携事業を継続する。			
011131	小田原市と二宮町の広域連携事務	C	首長間の意見交換を継続する。	隣接する二宮町との交流事業を継続する。			
011132	国県要望事業	C	庁内照会により提出された要望案件については、市長会の方針（共通性、重要性、実現可能性、創設・改善）を踏まえて、市政及び財政への影響も勘案して企画所管課で調整し、事務決裁規程に沿った事務処理を行う。 また、要望ヒアリング等においては、市長、企画所管部長、企画所管課長の出席を基本とする。	要望については期限があるため、企画所管課において案件調整を行い、要望提出及びヒアリングの対応を行う。			
011143	職員提案事業	C	褒賞金をなくし職員提案制度を存続させる。	表彰に係る経費削減を図る。			
011144	実績褒賞に関する事業	C	褒賞金をなくし実績褒賞制度を存続させる。	経費削減			
011145	事務事業評価事業	C	総合計画の実施計画に位置付けられた全事務事業について、事業担当課自らが評価する。行政評価の体系を施策レベルに引き上げて実施する。	主要な施策の成果を高める			
011146	行政改革指針及びアクションプログラムの進捗管理事業	C	両市の取組内容、計画期間が異なるため、計画期間中の事務事業は、各々の市の課題に応じ見直しを行う。新たな行政改革指針等の策定には、平成29年度から開始する行政改革の取組を評価し、附属機関で検討する期間を考慮すると相当の時間を要する。	合併時に合わせ、新たな行政改革指針を策定することは益がない。両市の計画期間終了する平成35年度を見据え、新たな行政改革がスタートできるよう策定することが合理的である。			
011147	行財政改善推進委員会（行政改革推進会議）関連事業	C	行財政の改善及び推進に関する合議体は存続させる。構成員については、新たな組織機構の中で決定する。	行政改革の推進体制として必要不可欠な組織である。			
011148	行政改革推進委員会の運営等に関する事業	C	行政運営の改革推進に関する事項について検討する組織は存続	行政運営に改革推進に関する事項については、外部有識者で構成される委員会から幅広い見識に基づいた多様な意見を受ける。			

011149	公共施設の有効活用に関する調整事業	C	合併後において、新たな公共施設等総合管理計画及び新たな施設再編計画の策定を行う。	合併することで、両市が保有する施設を対象とした計画策定が必要であると考え。策定にあたっては、小田原市が29・30年度に策定を予定している施設の再編計画の策定指針などを採用することで統一的な計画になるようにする。			
011150	指定管理者制度の推進事業	C	評価方法について、外部の視点による評価を行っている南足柄市の取組に小田原市が合わせる調整を行う。	適正な指定管理を行うためには、外部の視点による評価は必要と考える。			
011151	職員コンプライアンスの推進・行政監察に関する事業	C	小田原市方式を適用する。	職員の公正な事務執行やコンプライアンスを重視する職場風土の醸成が必要なことから事務事業を存続させる。			
011152	事故対策マニュアルに関すること	C	事故対応マニュアルについては、全庁的に共通する報道機関への対応についてのみを記載し、小田原市の事務処理方法を適用する。	マニュアルの更新に係る事務量の削減を図る。			
011153	社会保障・税番号制度に関する調整事務	C	独自利用事務の利用範囲は、現在小田原市が規定している利用範囲を適用する。その他の独自利用事務は、29年7月の制度運用開始後の状況の効果を検証したうえで判断する。	独自利用事務の拡大については、費用対効果や実現可能性などを検討する必要があるが、独自利用事務の範囲が広い小田原市の事務処理を適用する。			
011154	組織機構の見直し事業	C	毎年度、関係各課から聞き取りを行い、随時見直しを実施	小田原市の現状に則り、効率的な組織運営のため、新たな課題に対応するため、適切な時期に見直しを行う。(毎年度実施)			
011155	事務分掌の見直し事業	C	組織再編や条例、法令等の改正に伴い、事務分掌の見直しを行う。	毎年度、関係各課から聞き取りを行い、随時見直しを実施			
011156	事務決裁規程の管理事務	C	機構改革や事務分掌の改正時に実施する。	機構改革や事務分掌の改定に合わせ実施			
011157	行政事務効率化推進研究会事務	C	行政事務効率化推進研究会へ参加する。	行政課題が山積する中、各市の行政改革主管課が集まり情報を交換する機会は有益である。			
012101	市長(副市長)指示に基づく調査・研究	C	合併後の市の首長の判断による				
012102	ホームページ(「市長室」の諸コンテンツ)による政策情報の提供	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012103	市長のスケジュール管理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012104	渉外及び市長会事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012105	市長の各種行事等に係る情報・資料収集・会費等準備	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012106	市長の会議・参加行事等の準備(座席セット、参加行事の持ち物・被服準備等)	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012107	市長の執務環境の整備(市長室の整理整頓、身の回りのお世話等)	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012108	神奈川新聞の市長動向の作成	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			

012109	市長・副市長車両の運行管理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012110	スケジュール表の作成	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012111	市長宛書簡の整理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012112	副市長のスケジュール管理、執務環境の整備、打ち合わせ・参加行事等の準備	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012113	副市長の各種行事等に係る情報・資料収集	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012114	渉外及び副市長会事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012115	副市長宛文書等の整理・スケジュール帳への記入	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012116	祝辞、掲載文、電報等	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012117	交際費の執行管理	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012118	応接（湯茶等）	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012119	各種懇談会の開催	C	出席対象者について両市に相違が見られるが、市の関係団体と賀詞を交換するという趣旨の事業は必要あるため、同様の事業を合併後の市に引き継ぐ。（表彰式については、別の分科会の協議事項となっているため調整しない。）	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、小田原市の値を適用したが、時代に適応した内容に随時見直していく必要がある。			
012120	国、県、市の表彰	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
012121	市長賞等の交付、寄付金受領に伴う事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、合併後の市でも小田原市の処理方法で同様の事務事業を引き継ぐ	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。人工・水準については、合併後の市が首長1・副首長2になるという想定で、現在理事者が3人である小田原市の秘書室の値を適用した。			
013101	広報紙発行	C	見直し事項を含め、小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市で進めている広報紙発行の見直し（月1回、タブロイド）も含め、小田原市の校正等事務処理方法を適用する。			

013102	ジェイコムイースト小田原局関連事業	C	小田原市の事業内容を適用する	本事業を実施しているのは小田原市のみであり、情報発信手段として有効であるため、合併後も継続して行政情報を発信していく。			
013104	FMおだわら番組放送	C	小田原市の事業内容を適用する	本事業を実施しているのは小田原市のみであり、情報発信手段として有効であるため、合併後も継続して行政情報を発信していく。			
013114	TVKデータ放送事業	C	事業を継続する	本契約は、自治体規模等に応じて価格設定されているため、現状の枠数を減らすことでの委託料の減は見込めない。そのため、現状の契約を更新する。			
014101	職員採用事業	C	小田原市の実施方法に統合	受験者数が南足柄市に比べると圧倒的に多く、試験実施回数も多いことから。			
014102	人事交流事務	C	合併後の市の発足時に合わせ、交流の状況の見直しを実施し、派遣先の重複等を解消する。	交流、派遣職員の必要性に応じて見直しを実施する。			
014103	職員の人事異動	C	両市とも同様の実施状況であり、合併後の市においても現状のとおり実施する。	両市の実施方法を踏襲する。			
014104	職員の昇格・昇任	C	小田原市の昇格、昇任基準を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014107	特別職の任免事務	C	小田原市の例による	小田原市も以前は南足柄市と同様に人事担当課が全て実施していたが、人事案の上程及び任命起案・決裁は所管課、辞令交付は人事担当課と分業にすることで、事務効率の改善が図られるため。			
014109	人事評価制度（成績反映を含む）	C	小田原市の人事評価制度を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。（南足柄市における人事評価制度の運用は今年度からとなっている。）			
014110	職員の懲戒分限処分	C	両市とも条例等により運用されており、実質の差異はないことから、当該処分を審査する委員構成や一連の事務手続きの流れについては、小田原市の例によることとする。	組織の形態等から小田原市の例によることとする。			
014111	内部通報対応事務	C	南足柄市では当該事務に係る要綱を制定していないため、小田原市に準じて運用する	上記のとおり			
014112	ハラスメント対応事務	C	小田原市の運用に統合	要綱もほぼ同等である。南足柄市においては、苦情処理委員会の委員の選出が職員団体から2名されているため、職員団体の方向性により検討が必要。			
014113	定員管理調査事務	C	小田原市の例による	総務省から依頼のある、地方公共団体定員管理調査についての対応であり、回答書式等は県内同一のものを使用しているため、職員数や職種が多い小田原市の従来の調査方法を用いることが効果的であると考えられるため。			
014114	補職発令事務	C	両市とも同様の実施状況であり、合併後の市においても現状のとおり実施する。	両市の実施方法を踏襲する。			
014115	服務・勤務時間・休暇の見直し事務	C	小田原市の服務・勤務時間・休暇制度を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014116	公表条例に関する事務	C	小田原市の例による	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市の運営等の状況を公表するための事務を行うもの。実際の公表時期、方法については小田原市の方法を採用する。			
014117	給与改定事務	C	小田原市の運用基準を採用する。	小田原市と南足柄市において同様の運用を行っているため、特に調整の必要は生じない。			

014118	育児休業事務及び療養 休暇・休職事務(公平 委員会対応含む)	C	発令事務は法令準拠。 育休者及び休職者への対応は小田原市にあわせる。	育休者は、出産前・育休中・復帰前と時期毎に対応のある小田原市 にあわせる。 休職者は、復帰後の通算規定などの基準を独自に運用している小田 原市にあわせる。			
--------	--------------------------------------	---	---------------------------------------	--	--	--	--

(2)総務財務部会

事務事業 番号	事務事業名	協議 ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業 調査
					小田原市	南足柄市	
021101	平和施策推進事業	C	小田原市の例を基本に調整する。	小田原市の方が、比較的事業が整っているため、これを基本とし て、南足柄市の事業を一部取り入れる。			
021102	文書の印刷や浄書、印 刷機器類の維持管理に 関する事務	C	当面、両市の人員や機器を基本的に合算したものとする。	当面の事務量等を踏まえ、合算した水準とする。			
021106	マイクロフィルム・電 子記録媒体の作成及び 保存管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。なお、実施方 法等に大きな差はない。			
021107	郵便物の発送、收受、 料金の支払等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業が比較的整っている。			
021109	文書配布棚の管理に関 する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市ともに事務処理の方法に大きな差異はない。			
021111	通達、要綱の管理に関 する事務	C	小田原市の事務処理方法を基本とし、内容調整する。	現状の課題を踏まえたものとする。			
021114	意見公募手続に関する 事務	C	基本的に小田原市の事務処理方法を適用するが、意見募集要項の配 布箇所等、必要な調整を行う。	小田原市の方が、事務事業の内容が比較的整っている。			
021115	法令等の調査研究、解 釈に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理方法に大きな差異がない。			
021116	弁護士との法務相談に 関する事務	C	小田原市の事務処理方法を基本とし、必要な調整を行う。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			
021117	訟務事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			
021120	行政不服審査法に関す る事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する	・小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。 ・法令に基づく事務のため、基本的には実施方法に違いはない			
021123	情報公開請求受付等事 務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			
021128	保有個人情報開示請求 受付等事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。			
021148	行政区域に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市の方が、事務事業内容が比較的整っている。 ただし、業務内容について、大きな差異は見られない			
022101	市有財産等に係る台帳 の登録及び管理	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市有財産の異動報告対応等の件数が多い小田原市の方式を適用す る。 なお、事務事業概要に大きな差異がないため、方針案は複数提示で きない。			
022102	市有財産の管理(貸 付・使用許可・処分 等)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	対象となる件数が少ない南足柄市の分を変更することで事務量が軽 減できる。 なお、両市の事務事業がほぼ同じであるため、方針案は複数提示で きない。			
022105	他課に属さない寄附金 品の受入	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市の事務事業に差異がないため、方針案は複数提示できない。			

022106	保険事務（市有建物・公用車、損害賠償補償）	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	歳入・歳出決算額が多い小田原市の方式を適用する。 なお、両市の事務に大きな差異がなく、同一の目的・趣旨で実施しているため、合併後の市において保険金額等の補償内容の水準について調整する。			
022110	小田原市足柄財産区ほか9財産区の運営	C	小田原市足柄財産区ほか9財産区の運営に関する事務は、すべて各財産区が引き継ぐ。	各財産区は現状のまま存続することとする。			
022113	市庁舎の運営管理	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	現小田原市庁舎における方式を適用する。 ただし、個々の業務内容については、両庁舎の用途や配置される部署により判断する。 なお、二つの庁舎を管理するにあたり、一括発注等により削減効果が見込める業務については、できる限り合併に合わせて発注方法や契約内容を見直す。			
024101	選挙管理委員会定例会開催等運営事務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	処理事務のほとんどが、公職選挙法で規定されているものであり、処理方式もほとんど変わらない。			
024113	明るい選挙推進協議会事務局事務	B	小田原市の事務処理方式を適用し、小田原市明るい選挙推進協議会と南足柄市明るい選挙推進協議会を統合するとともに総務省が設置した「常時啓発のあり方等研究会」が、平成23年12月にまとめた答申に基づき、18歳未満への啓発事業を拡充する。	選挙啓発事業数及び対象地域の都合上、現在の会員数は変更しない。 ※新規事業は、検討中である。			
024114	国民投票	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024115	最高裁判所裁判官国民審査	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	最高裁判所裁判官国民審査法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024116	衆議院議員総選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024117	参議院議員通常選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024118	神奈川県知事選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024119	神奈川県議会議員選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、当日の投票立会人を2名とし、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024120	市長選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			

024121	市議会議員選挙	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
025101	予算編成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	予算書の記載内容について、小田原市の方が詳細なため、小田原市の記載方法を適用する。 当初予算の編成スケジュールについては、両市ともほぼ同じことから、調整不要。 予算編成の方式については、定期的に見直しをしていることから、「枠配分」方式はとりつつも、詳細については編成時に調整する。			
025102	予算執行管理事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025103	決算統計事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025104	決算書類作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	予算書の記載内容について、小田原市の方式を適用するため、「施策の成果」についても同様とする。 スケジュールについては、決算関係議案の上程時期に合わせる。			
025106	県補助金申請事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025108	指定金融機関管理事務	B	小田原市の事務処理方式を採用する	指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関は、指定数が多い小田原市の指定先を採用する。 事務処理方法については、両市ともほぼ同様であり、小田原市の事務処理方式を採用しても変更はない。			
027101	監査委員会議	C	毎月、例月現金出納検査時に併せて開催。 その他に、必要があれば、その都度開催	現金出納検査は毎月行う。これに併せて監査委員会議を実施することが合理的と考える。その他、監査委員の判断により定例の監査委員会議以外にも開催が必要となる場合がある。			
027102	定期監査	C	毎会計年度1回以上の実施 (小田原市の例：全課中3分の2程度の監査を実施できる期間(年3回、延べ約9か月)に相当)	自治法第199条第4項の規定のとおり、毎会計年度1回以上期日を定めて実施する。監査対象や回数等は監査委員の判断による。			
027103	随時監査	C	現況のとおり、必要の都度、随時、実施する。	自治法第199条第5項の規定のとおり、財務に関する事務の執行などについて、監査委員が必要があると認めるときに実施する。工事監査の実施を想定			
027104	行政監査	C	単独に実施する。	自治法施行令第140条の6において、「適時に監査を行わなければならない。」となっており、監査を実施することを前提に考える。			
027105	財政援助団体等監査	C	年1回実施	自治法第199条第7項において、監査委員が必要があると認めるとき、又は市長の要求のあるときに実施する監査。 基本的には実施するものとして考えた。			
027106	公金の収納又は支払事務に関する監査	C	直営事業 地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項に基づく監査として、必要があると認めるとき、市長又は管理者の要求があるときに実施する。	自治法に基づく監査の一つ。 監査が必要な場合に実施するもの。 監査事項ではあるものの事例に乏しい。 実施した場合として考えた。			
028101	市たばこ税に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028102	入湯税に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			

028103	各税務協議会に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	構成員になっている税務協議会等に関する内部事務であり、かつ、両市の事務内容が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028104	固定資産評価審査委員会運営事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028105	納税意識啓発事業	C	合併後の市においても「市税のしおり」を発刊することとし、小田原市の事務処理方法を適用する。	納税意識の啓発を図るため、合併後の市においても中学校3年生向けの「市税のしおり」の発刊を継続し、その他の事務事業内容は同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028106	市税等過誤納金還付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			
028107	軽自動車税の賦課に関する事務	C	現行の事務処理方法を合併後の市に適用する。	両市の事務処理方法が同一であるため、現行のまま合併後の市へ引き継ぐ。			
028108	軽自動車税の減免に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	課税台数、減免台数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			
028109	原動機付自転車の登録に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。		○	1
028110	原動機付自転車試乗標識交付事務	C	小田原市の事務事業を合併後の市の全域に適用する。	原動機付自転車の販売業者等が公道を試乗走行する場合は、神奈川県道路交通法施行細則の規定により標識の取り付けが必要となるため、小田原市の事業を合併後の市に拡大し継続する。			
028111	自動車臨時運行許可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。			
028174	各種証明等の発行事務	C	県下16市の証明手数料は、ほぼ全市が同一の手数料設定である。評価証明の筆数による手数料のカウント方法に差異があるため、その部分は小田原市の方式を適用する。	両市で手数料が異なる部分のみ調整になる。具体的には評価証明で筆数（棟数）の数における手数料の算定方法。			
028182	地籍図等の写し発行及び閲覧事務	C	南足柄市の方式を適用する。	手数料に関しては、小田原市も平成29年4月から南足柄市と同一の料金形態になる予定。現在持っている公文書の閲覧は引き続き行う。			
029101	市税収納消込事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	収納件数の多い小田原市の方式に合わせる。			
029102	市税の口座振替に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。		○	2
029126	市税の滞納に対する特別措置に関する条例及び市税滞納審査会に関する事務	C	事業を廃止する。	Aランク協議事項の小田原市市税滞納審査会の方針案1（小田原市の事務処理方法を適用する。）を前提とする。			
029140	徴収指導員の選任等に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	Aランク協議事項の徴収指導員の方針案1（小田原市の事務処理方法を適用する。）を前提とする。			

(3) 市民部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
032159	市民相談事業	C	小田原市の現行を維持する。	相談件数の実績や特別相談の開催状況から小田原市の現行の体制で実施可能とする。		○	3
033111	地縁による団体の許可 地縁団体登録事務	C	同じ事務内容のためそのまま統合。	両市とも同じ内容。			

033122	地域コミュニティに関する庁内連携推進事業	B	地域との協働によるまちづくりを推進している課による情報共有、連絡調整の場を設ける。 また、職員の協働への意識改革となる取組（講演会等）を図る。	地域コミュニティ推進事業は小田原市の重点施策であり、合併後の市としても進める重点施策と捉えており、行政の組織力（連携、意識改革）を高めることは継続して行うものと考えているので1案とする。 職員が地域住民との「協働」による地域経営を目指すため、庁内での連携を図る場や職員の意識改革を図るため機会を作る。			
033126	市民活動推進委員会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市民（市民活動の主体となりうる対象）の多い小田原市の方式を適用する。 会議開催数をこれ以上減らすことは不可能と考えられることから、本案のみとする。			
033129	女性センター管理運営事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	南足柄市の有する施設であるため。南足柄市の方式を適用する。			
033142	NPO法人に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	要綱上の差はあるが、実質的には事務処理に差異はないことから、小田原市の事務処理方法に合わせる。 権限委譲についても、特記事項にある理由で方策案としないことから、本案のみとする。			
033144	まごころカード発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみが実施しているが、事業の目的を実現するため、継続する。			
033145	プロジェクター及びスクリーン貸出事務	C	指定管理者と調整し、おだわら市民交流センター事業に統合する。	市民活動支援策として、おだわら市民交流センターのサービスを館外に拡充するとともに、窓口の一本化を図る。			
033146	災害ボランティアセンターに関する事務	C	社会福祉協議会と調整し、社会福祉協議会主導とする。	有事の際に中心となる社会福祉協議会の主導とすることで、事務の軽減を図る。			
033147	タウンセンター管理運営事業	C	基本的な予約等のルールのみ調整する。	水準のうち、料金区分や運営形態については、これまでどおり各々の施設の状況とする。それ以外の水準については、原則、利用者の混乱を招かないように調整する。			
033165	市民集会施設管理運営事業	C	存続	新たな利用方法が決定するまで存続する。			
033182	男女共同参画推進協議会の運営事務	C	小田原市の事務処理方式を適用してするが部会は設置しない。	全庁的な組織とするとともに、研究部会は設置しない。			
033184	おだわら男女共同参画推進サポーター事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、継続実施する。	近隣他市でも制度の運用があることから、小田原市の事務処理方式を適用し、引き続き実施。			
033185	男女共同参画推進事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、継続実施する。	講座の内容については精査さするが、原則、規模等は小田原市の事務処理方式を適用し、継続実施。			
033188	男女共同参画関係情報発信事務	C	現行のまま継続。	現行のまま継続。			
033189	審議会等への女性の参画推進事業	C	両市の人材バンクを統合し、引き続き登録の人材を審議会等の女性委員として活用する。 託児については、小田原市の事務処理方式を適用し、審議会の女性委員を支援する。 女性の参画の目標値は、小田原市の事務処理方式を適用する。	現行の人材バンクを維持する。 審議会の女性委員への託児支援を、小田原市の水準を適用して継続する。			
033192	男女共同参画啓発事業実行委員会事務	C	南足柄市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、市民委員による情報誌の発行を行わない。	情報誌の発行を廃止する。事業の廃止。	○		4
033196	女性相談事業	C	相談の開設は、近隣他市にあわせて、（月）～（金）とする。 相談受付時間は、小田原市の事務処理方式を適用し、9：30～16：30とする。	近隣他市にあわせて、相談の充実を図る。	○	○	5
033198	国庫補助事務	C	現行のまま継続。	現行のまま継続。			

033208	地域改善貸付金収納管理・滞納整理事務	B	引き続き実施する。	両市の債権（滞納分を含む）を合わせて、引き続き実施する。			
--------	--------------------	---	-----------	------------------------------	--	--	--

(4) 防災消防部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
041104	避難施設等の指定周知事業	C	避難施設等各拠点の位置付けは、両市の指定のまま統合し、表示看板等も現状のまま引き継ぐ。	各拠点について、名称等も含めて現状のまま統合、引き継ぐことにより、表示看板等の変更などに係る経費の軽減を図る。			
041108	災害対策用資機材等の備蓄整備事業	C	両市の資機材等を引き継ぐ。防災服等については、経費がかからない方法で統一する。	現状のまま引き継ぐことにより、経費の軽減を図る。			
041126	災害情報受伝達手段の整備、運用、管理事業	C	両市の無線等を現状のまま引き継ぐ。	現状の運用方法をそのまま継続できる。			
041144	災害対策・危機管理対策諸計画の策定、初動対応事業	C	小田原市の事務処理方式とする。	諸計画の改正等を定期的に行う。			
041148	災害対応支援連携事業	C	両市の事務事業を統合する。	両市の事務事業を統合することにより、現状の災害対応支援体制を維持する。			
041153	防災対策基金事務	C	小田原市の事務処理方式を継続する。	小田原市のみ事務事業であるため、現状のまま継続する。			
041155	水防事務	C	基本的には小田原市の事務処理方式を継続し、水防演習における消防団の参加については現状の規模で実施する。	両市の事務処理方式を引き継ぐことにより、事務や経費の軽減を図る。			
041156	補助金事務	C	両市の事務処理方式を統合する。	両市において、事務処理方式が同じである。			
041158	各種届出に関する事務	C	両市の事務処理方式を統合する。	両市において、事務処理方式が同じである。			
041159	防災嘱託員に関する事務	C	事務事業を廃止する。	経費の軽減を図る。防災等に関して専門知識のある職員の登用については、防災嘱託員ではなく再任用等の雇用形態により登用していくことから、その事務についても廃止。			
042101	防災訓練参加者災害補償等共済基金負担金支出事務	C	小田原市の契約を合併後の市でも引き継ぐ。	防火防災訓練における参加者の負傷は想定されることから、合併後の市に契約を引き継いでいく。		○	6
042102	消防団員表彰業務	C	国、県、日本消防協会表彰については従来どおり実施する。県協会の表彰、市の表彰については、両団のどちらかに合わせる。	県協会、市表彰については小田原市に合わせる。			
042105	消防団施設管理業務	C	1分団1箇所以上を整備し、維持管理する。	消防団が存続している限り、資機材を保管するとともに団員が参集する施設は廃止することができず施設の維持管理は必須であり、両市とも同様の事業を実施していることから、当面、合併後の市でもそのままの形態で事業を展開する。			
042106	民間防火組織の指導育成	C	南足柄市内の幼稚園、保育園等が幼年消防クラブの結成を希望する場合は、本市の運営等に合わせる。南足柄市少年消防クラブ、南足柄市中学校消防クラブ、南足柄市中学校消防クラブ、消防団のあり方を踏まえ、当団体の存続及び事務局の所管等を検討していく。	それぞれの組織の実情に応じて、対応を決める。			
042118	消防団資機材管理事業	C	現況の事務を継続する	法に定められ、市での裁量がないため現行を引き継ぐ。よって他案なし。			

042119	消防団事業計画に基づく事業	C	両団がそれぞれ実施している事業を継続していく。	原則、従来の事業を継続し、合同で実施できるものについては検討していく。			
042122	市消防大会事業	C	現状のまま継続し、合併後の存続について検討していく。	両団の任命の在り方や年間計画等に相違があるととも地域性や背景が異なることから慎重に検討していく。			
042123	市消防操法大会事業	C	現状のまま継続し、合併後の存続について検討していく。	両団の在り方や年間計画等に相違があるととも地域性や背景が異なることから慎重に検討していく。			

(5)文化部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
051101	文化振興ビジョン推進事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	一体性を持った文化の振興を図るため、小田原市の事務処理方式を適用しながら、合併後の市全体の文化振興を推進する			
051103	文化振興ビジョン推進委員会開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式しながら一体性を持った文化の振興を推進する			
051140	市民ホール（芸術文化創造センター）整備事業	B	小田原市の事務処理方式を適用する	市民会館の老朽化や中心市街地の活性化などの視点から市民ホールの整備を推進していく。			
051141	芸術文化創造センター整備推進委員会運営事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	施設整備の期間に限定された委員会のため、現状を維持し、円滑に検討を進める。			
051142	小田原市民会館管理運営事務・南足柄市文化会館指定管理事業	B	それぞれの施設の事務処理方式を現行のまま適用する。	小田原市民会館は一般財団小田原市事業協会が管理運営を行う 南足柄市文化会館は指定管理者が管理運営を行う			
051146	南足柄市文化会館指定管理者選定委員会事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用し、5年に1度、指定管理期間の更新時に選定委員会を任命して、指定管理者を選定する事務を行う。	類似市の例などから見ても最小限の人数で実施しており財政運営の観点から現状のままとする			
051147	小田原市民会館運営委員会事務・南足柄市文化会館運営審議会事務	C	廃止する	両市とも現状、開催しておらず、運営については指定管理者制度等を導入、もしくは財団等に委託する場合は、委員会等が重複するため個別には開催しない。			
051152	市民会館使用料徴収事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	管理運営方法によるが、市民会館の使用料徴収事務は現行のまま実施する			
052102	文化財公開事業 埋蔵文化財保存活用事業	C	小田原市の事務処理方式を適用	文化財に対する市民の理解を深め、文化財保護への意識向上を図るため、継続して実施する。			
052103	文化財啓発用冊子刊行事業	C	現行のまま存続	小田原市だけの事業であり、市民サービスの維持するうえで必要なため、現行のまま存続する。			
052104	物品売払事業	C	販売方法については、小田原市の事務処理方式を適用する 販売場所については、旧市域に1箇所ずつとする。	現状サービス水準を維持し、2カ所で販売する。			
052105	文化財説明板等整備事業	C	既存の標柱、説明版については、優先順位をつけながら順次改修(建替え)を行う。	限られた予算の範囲内で、老朽化した標柱・説明板を優先度をつけながら順次実施していく。			
052123	日本遺産魅力発信事業	C	現行のまま存続	平成29年度申請に向け、庁内組織や民間事業者等と協力・連携しながら事務を進めていく。			

052125	指定無形民俗文化財団体への支援事務	B	両市の事務を基本的に継続して実施	南足柄市の4団体に小田原民俗保存協会への加盟を働きかける。後継者の育成方法については、各団体と協議し、公平性も踏まえながら方向性を決めていく。相模ささら踊連合会及び相模人形芝居連合会の団体事務を実施			
053102	カウンター業務 (図書資料の貸出業務ほか)	C	小田原市は同一業者による業務委託、南足柄市は直営による対応とする。	現時点での提供サービス内容に大きな差はないため、それぞれの実施方法を踏襲する。			
053103	資料の選書・購入	C	全体の予算を両館に振り分け、各館で選書入力を行う。選定した資料は、取りまとめ館において毎週1回システムでの一括発注をする。納品業者及び支払先は、割引率によって決定する(年1回業者選定)。	地域の状況に応じた選書を引き継ぎ、一括発注のスケールメリットを図る。			
053104	視聴覚業務	C	【資料収集】 予算の割振りを決め、両館の所蔵状況に応じた新たな収集方針を作成し資料収集行っていく。 【館内視聴】 両館の所蔵状況に合わせたブース運用を図る。 【館外貸出】 貸出対象資料の基準や点数・期間等、統一化を図る。 【映画会】 子ども向け、大人向け、バリアフリー映画等両館で開催。 【16mmフィルム】 登録団体に所蔵16mmフィルムや映写機器等を貸出。	資料の所蔵状況や視聴設備が異なるため、館内視聴や映画上映は各館に合わせた運用を図る。 館外貸出については、統一基準による運用を図る。			
053105	ボランティア関連業務	C	継続してボランティアグループの活動支援を行うのに加え、両館合同で年1~2回程度の連絡協議会を設ける。	ボランティアの活動内容は、各グループの実状によって異なるため、継続的な情報共有と活動支援によって、図書館全体のサービス向上を図る。			
053106	各種行事・イベント	C	小田原市の開催事業に合わせる。	事業内容が類似しているため、開催事業数の多い小田原市に合わせる。		○	7
053109	地域資料等の管理・運営等	C	小田原市立図書館で管理する地域資料は、当面、かもめ図書館で保存・公開を行い、将来的には南町の文化・生涯学習施設用地に資料館を建設し歴史的公文書とともに公開を図る。 南足柄市立図書館で保存する郷土資料は、当該館で引き続き閲覧・公開を行う。	南足柄市立図書館では、地域資料は、郷土に関する図書・雑誌のみで、参考図書の一部として閲覧に供しており、地域の学習ニーズに応えるため引き続き閲覧・公開を行う。 小田原市立図書館の地域資料については、資料閲覧や相談業務など現在提供しているサービスを維持しつつ、修復保存やデジタル化による公開の促進を図る。			
053110	廃棄行政文書の保存	C	小田原市に係る廃棄行政文書の保存を行うとともに、再整理を行う。	南足柄市では廃棄行政文書の保存をしていないため、小田原市のみを継続する。歴史的公文書として公開する場合は、当該文書を公開していくほか、南足柄市でも歴史的公文書の保存を図る方策を検討する必要がある。			
054123	スポーツ施設等管理運営業務(指定管理施設)	B	両市の指定管理施設については、指定管理機関の満了後、一括して指定管理を行う。両市の指定管理満了期間が異なるので、先に終わった方は調整の必要がある。	両市が合併した場合、旧市域ごとに2者の指定管理を入れることは、スケールメリットの点で合理的でないので一括以外は考えられない。			
054125	スポーツ施設等管理運営業務(市管理施設)	B	小田原市の事務処理方式を適用するが、廃止施設の跡地管理に関しては継続して行う。	無料施設等指定管理にそぐわない施設については継続的に市営施設として管理していく。			
054140	施設開放団体登録事務	B	小田原市の事務取り扱い方法に統一する	学校施設の多い小田原市の事務取り扱い方法に統一する		○	8
054141	学校プール開放	B	現状の両市の取り扱いを継続する。	両市で事業主体が異なるなど特殊な案件のため、当初は現状の取り扱いを継続する。 将来的に調整すべき内容については、一定の期間を定めて、その中で結論を出していく。			
055101	行政講座・生涯学習講座	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	中部公民館の自主事業はキャンパスおだわらに統合し、スリム化を図る。		○	9

055104	キャンパスおだわら運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で実施されている生涯学習活動（市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座）も対象として、事業を実施する。		○	10
055113	生涯学習センター本館・中部公民館管理事務	B	生涯学習センター本館を拠点とし、中部公民館は国府津学習館と同様の位置づけにすることで、小田原市の事業を適用する。中部公民館の運用は現行どおりとする。	管理事務を行う職員を生涯学習センター本館に集約して人件費の減を図り、小田原市を基準に委託業務の統合を進めることでスケールメリットでコストの削減を図る。なお、施設規模から生涯学習センター本館を拠点とする本案のみとする。			
055115	生涯学習センター本館・中部公民館利用団体等事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	優遇措置を講ずる団体に対する更新手続期間が長い小田原市の事務処理方法を適用する。なお、南足柄市が実施している利用団体登録については、小田原市の施設予約システムの利用に必要なID登録と統合する。			
055116	生涯学習センター図書室運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみのものであるため、現行のとおり継続する。なお、合併後の市における図書館の再編成の中で図書室のあり方を検討する。			
055117	生涯学習センター分館等管理業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみのものであるため、現行のとおり継続する。			
055134	近代小田原三茶人等顕彰事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみのものであるため、現行のとおり継続する。			
055145	松永記念館管理事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自事業のため、現行のまま継続			
055150	板橋の文化資産活用事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみのものであるため、現行のとおり継続する。			
055152	尊徳学習推進及び顕彰事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみのものであるため、現行のとおり継続する。			
055159	尊徳記念館管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみのものであるため、現行のとおり継続する。			
055167	小田原市集会所管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地域の社会教育振興目的としているが、実際は同和対策のため設置した特異なケースの施設であるため、合併後の市でも存続を維持する。			
055169	家庭教育学級開設事業	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	各小中学校・幼稚園等で実施している家庭教育学級については、従前のとおり各PTAを中心に企画、市が講師等の派遣を実施する。年1回、市・教育委員会共催の家庭教育講演会を開催する。		○	11

(6)環境部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
061104	表彰候補者推薦事業	C	継続実施。	両市が同一事務を行っているため。			
061105	環境影響評価に関する事務	C	継続実施。	神奈川県条例に基づく事務（両市同一事務）。			
061106	地球温暖化対策推進計画進行管理事業	C	小田原市の水準とする。合併後の市として地球温暖化対策推進計画を改定する。 ①地球温暖化対策推進計画に位置づけられた各種事業の進捗データ（前年度分）を収集（5月～6月）（環境基本計画に併せ実施）②収集したデータにより年次報告書を作成③神奈川県が公表する二酸化炭素排出量データを年次報告書に反映し完成（翌年3月上旬）④年次報告書の配布（環境審議会委員、市関係部局）、公表（市ホームページに掲載）	温暖化防止対策を計画的に推進するため小田原市の進捗管理方法を実施する。			
061107	酒匂川植栽事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさず実施できる。地域住民や事業者などと連携した「ごみを捨てさせない」意識づくりの事業として、一定の成果があることから継続して実施する。			

061108	荒地再生・森林整備活動推進事業	C	当面、継続実施。併行して、実行委員会の組織強化を図る。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。当面は現状どおり継続しながら、実行委員会が実施する、イベント内容、実施回数、参加料等を見直し、市からの人的、財政的な負担を軽減していく。			
061109	環境市民活動促進事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。環境活動団体や地域などの連携・協働を支援する組織として設立された「おだわら環境志民ネットワーク」の活動を支援し、合併後の市の環境各分野の課題解決や市民の環境活動の活性化を目指す。			
061110	環境学習推進事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、小学生が、自然にふれあい、市域の自然の状況を知ることによって環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解が深まる。	○	12	
061111	省エネ研修会開催事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量を増やさずに実施できる。引き続き、地球温暖化防止啓発のため、幅広い世代に地球温暖化防止への関心を高める事業（身近なテーマ）に取り組む。	○	13	
061112	省エネナビ貸出事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。引き続き、省エネに向けた意識啓発を図るため実施する。	○	14	
061113	地域環境認証推進事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	環境に関する市民・事業者等の取組を認証・評価することで、取り組む方々の意識を高揚させるだけでなく、取り組んでいない方々にも成功事例をみせることにより、取り組む意識の醸成が図られる。合併後も、経費や事務量は増やさずに実施できる。	○	15	
061114	市役所環境配慮行動推進事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	省エネに向けた施策を継続実施する。			
061115	地球温暖化対策推進事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。再生可能エネルギー、省エネルギー及びエコカー普及を活動の柱とし「スマートシティ」の構築を目指す官民協働の組織として存続することが必要。			
061116	地球環境保全協定推進事業	C	継続実施。協議内容等の見直しも行い、企業間のネットワークの構築や環境教育の場につながるような取組とする。	小田原市事業であるが、合併後も、業務量は増やさずに実施できる。事業者による市域の環境改善活動促進が図られる。			
061117	広域環境行政推進事業	C	継続実施。	現在も両市が所属しており、合併後の市として継続実施する。			
061119	低炭素な地域づくりに取り組む首長の会	C	継続実施。	小田原市事業であるが、本会は、地域環境に即した持続可能な地域の姿を創るために政策展開を進めている全国各地の首長らによって構成されており、その政策実現に向け、環境省の幹部職員らと意見交換及び政策実現に関する議論を行っており、その意義は大きい。			
061121	小田原市エネルギー計画	B	合併による市域の拡大に計画を最適化するために、エネルギー計画の改定が必要となる。目標については、小田原市エネルギー計画の水準を堅持する。	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の規定に基づきエネルギー計画を策定していること、また、目標についても国や他の地方自治体の水準を勘案すると現状のままが望ましい。			
061123	公共施設における太陽光発電設備導入事業	B	広域避難所（指定避難所）に指定されている全施設へ太陽光発電・蓄電池の設置を目指す。他の市有施設等へも、積極的に導入。	小田原市エネルギー計画において、目標の実現に向けた優先的な取組として、再生可能エネルギーの導入を掲げ、市有施設・広域避難所への率先導入を進めている。広域避難所（指定避難所）の停電時における電源確保。			
061124	中学校及び小学校の太陽光発電及び蓄電池設備の管理	C	継続実施。管理については南足柄市の水準とする。	施設との一体管理によるコスト削減効果や、日常点検によるトラブル等の早期発見を見込んで、施設管理者による管理とした。			

061125	環境・エネルギーの里づくり事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点的な取組として、再生可能エネルギーの里づくりに向けた検討・推進を策定し、また、小田原市総合計画後期基本計画においても、新たな視座として、エコツーリズム事業を導入する予定であるため。			
061126	電力の地産地消モデル事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、公共施設の電力需給契約を、再生可能エネルギー由来の新電力に切り替えることは、電気料金の経費節減にもつながるため、あわせて電力の地産地消を図る本事業は、現状のまま継続することが望ましい。			
061127	菟窪駒形水車発電モデル事業	C	廃止。	小田原市事業であるが、再エネの普及啓発に一定の役割を果たし、また、合併後の市の健全な財政運営や行政改革の観点から廃止するもの。			
061128	再エネの導入、再エネの推進に係る普及啓発事業	B	現状のままとする。エネルギーカフェ、再エネ・省エネに関する取組については、市域の拡大による南足柄市での事例などの情報収集が必要。事業者向け省エネルギー化勉強会については、小田原箱根商工会議所と連携をしているため、市域の拡大により南足柄商工会との連携が必要となる。	小田原市エネルギー計画に基づく、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進の短期及び長期目標の実現のためには、リーディングプロジェクトに位置付けられる3つの普及啓発事業の実施が必要。			
061131	木質バイオマス導入計画	B	小田原市木質バイオマス導入計画に基づき、官民一体となり、民間あるいは公共施設への設備導入を目指す。合併により市域が拡大するため、策定した計画を新たな環境に最適化させ、合併後の市にふさわしいバイオマス設備の導入を目指す必要がある。	本事業は、本年度に環境省による補助を受け、予算額1,000万円にて委託業務を執行しているが、本補助事業は3年以内の事業化が補助要件であるため、事業実現のため現状どおりの取り扱いが必要。			
061134	飯泉用地管理	C	廃止。	小田原市事業であるが、再エネの導入可能性がないものと判断して、用地を処分する。			
061192	水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状のまま運用。			
061193	小規模水道及び小規模受水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に基づく事務	C	小田原市の水準により実施。	両市とも戸建ての飲用井戸に関しては、条例で管理等定めていないが、使用者からの相談に関しては住民の安心・安全等の観点より窓口として設けておくべき。水道台帳の適正化が、法定受検率や管理の適正指導には不可欠であり、受水槽の設置に関する情報は関係機関で情報共有すべきであるため小田原市事務処理要領にて統一。			
061194	水道法及び関連法令・条例に基づく立入調査	C	小田原市の水準により実施。	専用水道の水質に関しては月1回、小規模水道については年1回水質検査結果を提出してもらうことにより、水質の状態は確認できるため、立入調査は隔年実施とする。簡易専用水道、小規模受水槽水道について、必要に応じて立入調査を行う。			
061196	悪臭防止法に係る事務・事業	C	小田原市の水準により実施。	畜舎巡回については、悪臭や排水の問題発生未然防止に有効であるため、現状のまま継続する。			
061197	環境基本法に係る事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状のまま運用。			
061198	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出受理事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状のまま運用。			
061199	放射線に関する事業	C	小田原市の水準により実施。	市民より問い合わせがあることから、市内の状況確認は定点測定として年に1回実施する必要があると考えるため。			
061200	深夜花火規制に関する事業	C	継続実施。	小田原市の事業であるが、要望のある自治会へ看板の貸し出しやポスター配布、海岸への看板設置を行う事務を継続する。			

062142	不法投棄防止啓発・撤去事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市が実施しているパトロール及び回収作業の委託を無くすことで、経費の削減が図れる。			
062147	ごみ分別指導事業	C	小田原市の実施方法を、合併後の市に引き継ぐ。	業務内容は、啓発及び指導を中心とした業務のため、基本的な部分では両市間で差はない。 ただし、分別の区分やカレンダーについては、別途協議した結果を踏まえ、調整する。 また、カラスネットについては、南足柄市が2種類と小田原市より少ないが、その大きさは小田原市に包括されているため、小田原市の現行の種類を引き継ぐ。			
062154	ごみ集積場設置協議事業	C	小田原市の実施方法を合併後の市へ引き継ぐ。	小田原市は南足柄市の15区画以上に対して、5区画以上の開発行為でごみ集積所を設置する必要があるため、ごみ集積所を確保でき、既存の集積所への影響が無い。			
062155	火災ごみ受入れ指導事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	受入れ回数に制限を設けている小田原市の事務処理方法を適用する。			
062156	一般廃棄物処理業許認可及び検査指導事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市に引き継ぐ。 ただし、許認可に際しての審査基準等、運用に関し相違の部分については、合併後の市移行前に調整が必要となる。	一般廃棄物処理業の許認可については、法令に基づく事務のため、基本的な事務処理に関しては、両市間で相違がない。 ただし、運用の部分での適否の基準に相違があることから、その部分の調整を図る必要がある。 また、搬入検査については、事業系一般廃棄物のより一層の適正な処理を推進するため、小田原市の実施方法を採用し、検査、排出事業者の指導を行うこととする。			
062159	清掃手数料減免受付事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市へ引き継ぐ。	現在の運用面で違いがないため、現行の減免基準について小田原市の基準により行うものとする。 なお、小田原市の減免対象⑦「特定ごみの100Kgまで」の扱いは、CランクNo62160「ごみ特定申告受付事務」で協議			
062160	ごみ特定申告受付等事務	C	廃止する。	両市を比較すると、南足柄市には「ごみ特定」の制度がないことから、ごみ特定申告受付の事務は廃止とする。		○	16
062161	大型ごみコール制事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市に引き継ぐ。	両市間で、事務の取り扱いに大きな違いはないが、小田原市では毎日（平日）収集があるため、市民にとっての利便性が高い。		○	17
062162	小動物事務	C	小田原市の実施方法を合併後の市に引き継ぐ（焼却処分の際は、小田原市の動物専用炉を使用する）。 料金については合併後の市で検討する。	両市間での大きな差異は、動物専用炉の有無と業務委託の内容等だが、市民サービス等を考慮し小田原市の実施方法を採用するものとする。		○	18
062169	ごみ収集運搬事業（直営）	C	ごみ収集運搬事業（直営）は、小田原市のみで実施しているため、現状のまま継続する。	収集に対する、経験、ノウハウの維持。委託業者に対する指導や、市民生活に直結するごみ収集について、非常時（大災害や契約不調）に対し直営収集は確保しておく必要がある。 現状の両市のごみ収集スタイルをそのまま継続しても、市民サービスに大きな差異はないと思われる。			
062170	ごみ収集運搬事業（委託）	C	お互い現状の委託スタイルを継続する。	現状の委託状況を両市で継続しても、市民サービス大きな差異はないと思われる。			
063107	有害鳥獣捕獲許可事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。			
063108	県所管の有害鳥獣捕獲に関する事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。			
063109	捕獲檻貸出事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。			

063110	捕獲動物の殺処分事務	C	小田原市の水準を適用する。	委託業者が、殺処分や焼却所への運搬を行うことにより、職員の負担軽減が図れる。			
063111	鳥獣飼養登録事務	C	両市の内容に差異がないため、現行のまま存続する。	両市の内容に差異が無く、類似団体とも、水準について差異がないと考えられるため。			
063121	動物の飼養・収容の許可等に係る事務	C	小田原市の水準を適用する。区域は両市の区域を適用する	両市の事務内容に差異がないため。			
063125	し尿収集事業	B	小田原市の水準を適用する。ただし浄化槽汚泥は許可業者制とする。	し尿収集のみ合併後の市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とする。くみ取りに行く回数・申込方法などは小田原市の水準とする。	○	○	19
063160	斎場使用料減免許可	C	小田原市の水準を適用する	小田原市斎場条例に基づくが、減免対象について見直す。なお、新斎場の減免規定などについては平成30年度に設置条例を制定予定であり、協議会市町村は同一水準とする予定。			
063173	扇町クリーンセンター管理運営業務	C	小田原市の水準を適用する	現状どおり、し尿と浄化槽汚泥を受け入れるため、現行どおりの維持管理とする			
063185	家屋の消毒手数料	C	廃止	類似団体の手数料条例などに規定されておらず、行われていないことから			

(7)福祉医療部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
071104	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	C	現行を引き継ぎ、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金を支給する。	国の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」で定められており、市の裁量はないので、現行を引き継ぐ以外の他案はない。			
071105	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	C	現行を引き継ぎ、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づく特別給付金を支給する。	国の「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」で定められており、市の裁量がないため、現行を引き継ぐ以外の他案はない。			
071106	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務	C	現行を引き継ぎ、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき特別給付金を支給する。	国の「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」で定められており、市の裁量がないため、現行を引き継ぐ以外の他案はない。			
071110	社会福祉センター管理運営事務	C	現状のまま	南足柄市に類似の施設があるが、別の施設であるので、他案はない。			
071111	りんどう会館管理運営事務	C	現状のまま	小田原市に類似の施設があるが、別の施設であるので、現状のままとする。			
071118	ふらっと城山管理運営事業	C	現行を引継ぐ。	比較する類似施設がなく、現状の運営方法が最適なため、現行を引継ぐ。			
071192	生きがいふれあいセンター管理運営事業	C	現状のまま	利用条件等が同一の施設は存在せず、老人福祉施設という特殊性に鑑み、利用時間や利用料金については、現状維持が望ましいと考える。よって他案はない。			
071193	前羽福祉館管理運営事業	C	現状のまま	利用条件等が同一の施設は存在せず、福祉施設という特殊性に鑑み、無料で利用できる施設として運営されていることから、現状維持が望ましいと考える。よって他案はない。			
071194	おかもと福祉館施設維持管理事業	C	現状のまま	南足柄市に類似の施設があるが、別の施設であるので現状のままとする。			
071195	下中老人憩の家管理運営事業	C	現状を引継ぐ	「老人憩の家の設置運営について」（社老第88号昭和40年4月5日）により運営要綱が示されており、それに基づいて運営していることから、他案はない。			

071196	鴨宮ケアセンター管理運営事業	C	現状のまま	指定管理者制度の執行にあたっては、行政管理課の「指定管理者制度導入・運用ガイドライン」に定められており、他に方法がないことから他案はない。			
072101	独居老人等緊急通報システム事業	C	老人電話については小田原市の事務処理方法を適用する。その他の実施方法については、両市差異がないため現行を引継ぐ。	市民サービスの維持・向上のため		○	20
072103	高齢者救急要請カード配付事業・あしがら安心キット交付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	高齢者への周知徹底を図る観点から、一定の年齢を迎えた高齢者全員に交付する。		○	21
072105	高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	国の示す方針に合わせた形で調査を行う。			
072109	高齢者現況調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	民生委員への負担を考慮して、小田原市の事務処理方法を採用する。			
072116	アクティブシニア応援ポイント事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	60歳以上の高齢者に社会参加を促すことは、介護予防やプロダクティブ・エイジングの観点から、今後ますます必要になる。		○	22
072117	福祉有償運送事務	C	合併後の市にて現行のまま存続。	現在、県西地域両市8町の枠組みの中で協議会を組織し、同様の事務処理をしているため、合併後も引き続き実施する。			
072119	障害者控除対象者認定書交付事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	認定基準が広い（市民に有利）南足柄市の基準を採用する。	○		23
072120	おむつ使用確認書発行事務	C	現行のまま存続。	法令に基づく自治事務のため			
072121	福寿カード交付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現在利用している市民に対して、サービスの提供を保ちつつ、市域が広がることにより、対象施設等も増やす。		○	24
072124	高齢者虐待防止ネットワーク事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	高齢者虐待の防止から、関係機関・団体等と連携協力することは有効であるため。			
072125	家族介護用品支給事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	行政改革の方針を踏まえ、年間支給額、支給回数ともに少ない小田原市の水準を適用する。		○	25
072126	家族介護教室開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	家族介護者の身体的・精神的負担軽減のため、現状を保ち開催する。		○	26
072129	老人ホーム入所等措置事業	C	現行のまま事業を存続。	現在、小田原市及び南足柄市ともに、老人福祉法に基づき事業を実施しているため、現行のまま引き続き実施する。			
072131	緊急一時入所事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市でも同様の対応は行っているが、緊急一時入所事業として実施している小田原市の方式を適用する。			
072164	介護サービス事業者指導監査事業	C	合併後の市にて現行のまま事業を存続。	介護保険法に基づき、合併後の市においても事業を継続する。なお、不正等が疑われる場合の事業所への対応については、より厳しい小田原市の事務処理方法を適用する。			
072165	指定地域密着型サービス事業所等の指定事業	C	現行のまま存続	実施方法については共通した内容のため現行のまま存続			
072167	介護サービス事業者支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	介護サービスの質の確保・向上を図るため、事業者連絡会を開催する。介護保険制度の円滑な運営のためにも必要な事業である。			
072168	介護相談員派遣事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	介護相談員受入施設の多い小田原市の方式を適用する。			
072170	ケアプラン点検事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	給付適正化を推進する観点から、経費が増額となっても専門業者を入れて、点検効果を図る。			

072184	通所介護事業	C	072023「通所介護事業」方針案1のとおり、合併前に事業の存続の可否を改めて検討するが、事業存続時には、実施内容・金額等については、現行のまま存続する。	介護保険法に基づくサービス提供であるため			
074135	感染症に係る事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象人口が多い小田原市に実施方法に合わせる。BCPは、合併後の組織編成に合わせて改定する。			
074136	乳幼児予防接種事業（個別）	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	小田原市民に対しても償還払いを行うため、接種について市民の差がなくなり、市民サービスの向上になる。	○		27
074137	高齢者予防接種事業（個別：季節性インフルエンザ）	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象とすることで、サービスが向上する。		○	28
074138	高齢者予防接種事業（個別：高齢者肺炎球菌）	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象とすることで、サービスが向上する。県内類似団体と水準は変わらないので、最善の方法であると考え。		○	29
074139	風しん予防接種事業（個別）	C	小田原市の事務処理方法を適用する	限られた予算の中では、風しんの抗体を持っている人の割合が少ない年代に効果的に接種を実施する。		○	30
074140	健康相談事業	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、新たに南足柄市内の小校区6か所で健康相談を実施する。	特定健診のフォローは健康相談事業以外でもできるので、地域での健康相談の機会を増やす。		○	31
074141	骨密度測定事業	C	廃止	平成27年度備品登録を高年齢介護課に変更したため、合併後は使用できない可能性有。合併後の骨密度測定器の活用方法は、南足柄市高年齢介護課が決定する。		○	32
074142	訪問指導事業	C	現行のまま継続	類似団体とも大きな差異はなく、両市とも同じように事業を実施しているため、調整の必要がない。			
074143	胃がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	胃がん検診については、今後、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れ検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに未実施の胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。		○	33
074144	胃がんリスク検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	リスク検診を含む胃がん検診については、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れて検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。		○	34
074145	肺がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減できる。	○		35
074146	大腸がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	○		36
074147	乳がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用する	対象者、利用者の多い小田原市の実施方法を適用する。		○	37
074148	子宮がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用するが、体部細胞診は廃止する。免除対象者は小田原市の水準とする。	南足柄市は体部細胞診は実施しておらず、小田原市の水準を下げることで、国の指針に合わせる。	○		38
074149	前立腺がん検診事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	○		39
074150	がん検診等無料クーポン事業	C	南足柄市の実施方法を適用する。	対象年齢を南足柄市に合わせる。	○		40

074151	肝炎ウイルス検査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	受診環境を確保するため、南足柄市の実施方法を一部適用する。	○		41
074152	受診勧奨事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	対象者への受診券発送時期は変えない。受診勧奨時期等は調整する。電話勧奨は人手がかかるので廃止する。			
074153	がん検診精密検査等精度管理業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原医師会が運営する読影会において検討・判定するため、他案はない。			
074154	口腔がん予防啓発事業	B	現行の小田原市の事務処理方法を適用するが、対象者に南足柄市民を加える。	南足柄市民が受診できることになる		○	42
074155	特定健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	○		43
074156	特定保健指導事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	実施効率を考慮する。			
074157	後期高齢者健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	○		44
074158	年度途中転入者健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	○		45
074159	生活保護受給者健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	○		46
074160	被用者保険加入者健康診査事業	B	廃止	南足柄市は実施していないので、合わせて廃止する。	○		47
074161	訪問健康診査事業	B	小田原市の実施方法を適用する。	市民の健診水準を合わせる		○	48
074162	成人歯科健康診査事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	健康増進計画の2大プロジェクトの一つとして位置づけられているため実施する。		○	49
074164	おくちのけんこうフェスティバル	B	現行のまま継続	歯科保健の実態を通じて、市民が歯や口腔に関心を持ち、むし歯や歯周病についての理解を深める絶好の機会である。			
074165	脳血管疾患予防事業	C	現行のまま継続	南足柄市の取り組みが脳血管疾患予防になっており、取り組みが類似している。			
074180	子育て世代包括支援センター事業 (南足柄市出産・子どもネウボウ)	C	現行のまま継続	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築することで、母子保健のみならず潜在的な虐待の予防につながるため。			
075101	国民健康保険資格管理事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075102	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用し、高齢受給者証を普通郵便で送付する。	経費削減のため。			
075114	国民健康保険レセプト点検等保険給付費適正化事務	C	小田原市の事務処理方式を適用し、レセプト点検（内容）を臨時職員で行う。	専門知識を有する臨時職員がレセプト点検（内容）を行うので、効果的かつ効率的に実施することができるため。			
075116	国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			

075118	国民健康保険一部負担金減免事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075126	国民健康保険保健事業（生活習慣病重症化予防）	C	小田原市の事務処理方式を適用し、国保主管課で保険事業を実施する。	対象者は国保被保険者であることから医療費適正化と合わせて総合的に管理、実施した方が効率的であるため。			
075127	国民健康保険医療費適正化事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	医療費適正化を推進するため医療費通知は年4回とする。			
075188	保険料（税）徴収嘱託員事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市と大きな差異もなく、小田原市の事務処理方式が最適であると考え。			
075224	国民年金被保険者に係る届出及び資格管理事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
075227	国民年金の給付手続き関連事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
075230	特別障害給付金に係る届出事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
075233	年金生活者支援給付金に関する事務	C	現行どおり	国民年金事業は国からの法定受託事務であるため、両市とも同一の業務を行っている。			
076121	麻薬免許証等の申請事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076122	医療機器整備事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076123	病院建物建設改良事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076136	患者案内事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076137	患者の入退院等の手続事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076138	診療費その他の費用の調定及び徴収事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076139	診療録その他医療法（昭和23年法律第205号）に基づく各種記録の整理及び保管事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076140	診療契約事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076141	住民検診及び健康診断事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

076142	医事統計及び各種報告事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076143	各種証明書の発行事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076144	医療社会事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076145	地域医療連携事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076146	病室の統括的管理事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

(8)子ども青少年部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
081111	こどもセンター管理事務	C	合併前に廃止する。	南足柄市において平成28年度中に用途廃止に向けての手続を行うため。			
081115	養育支援家庭訪問事業	C	小田原市の例により、民間事業所に委託して、訪問による育児、家事等の援助や指導等を行う。	児童福祉法に基づく事業であり、努力義務が課されている。利用実績（平成27年度：小田原市3件、南足柄市0件）が少ないことに鑑み、小田原市の事務処理方法（民間事業所に委託）に合わせる。			
081116	児童相談事業	C	小田原市の例により統合	処遇会議を毎月開催し、きめ細やかな相談対応を図る。			
081118	助産施設委託事業	C	現行のまま存続	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行のまま存続する。			
081120	母子・父子家庭等相談事業	C	母子・父子自立支援員を1名配置する。報酬額や勤務条件等は小田原市の例による。Aランク決定（A810005）実施方法等については、現行を引き継ぐ。	現行のままで差異なしのため他案なし。			
081123	ひとり親家庭等日常生活支援事業	C	現行のまま存続	国補助要綱により実施している事業であり、類似団体とも同水準であるため、現行のまま存続する。			
081127	母子生活支援施設入所措置事業	C	現行のまま存続	児童福祉法に基づく事業であり、両市の取扱いは同一で、国庫負担基準に則して実施している。類似団体の取扱いも同様であるため、現行のまま存続する。			
081128	小田原市母子寡婦福祉会への助言	C	現行のまま存続	当該団体は市立病院の売店経営を行っているため、市所管課による一定の関与が必要。南足柄市には同様の団体はないが、現行どおり対応していく。			
081129	寡婦控除みなし適用事業	C	小田原市のみで実施している事業であるが、引き続き実施する。	県及び県内のいくつかの市で実施している事業であり、未婚のひとり親家庭が離別・死別のひとり親家庭と同様の支援を受けることができることは必要である。		○	50
081131	次世代育成支援対策行動計画関係	C	「081133子ども・子育て会議の設置運営事業」に準ずる。	「次世代育成支援対策行動計画」は、子ども・子育て支援事業計画の一部であるため。			
081132	子どもの貧困対策の推進	C	現行のまま存続する。	両市の事業内容、実施方法に差がない。			
081135	子ども・子育て支援全国総合システム調整事務	C	現行のまま合併後の市に引き継ぐ	国の施策に基づく事務事業であり、この動向や進捗により実施			
081136	給付対象施設の確認	C	現行のまま合併後の市に引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、法令やこれに基づく国基準等により実施			

081138	地域型保育事業の認可及び指導監査	C	現行のまま合併後の市に引き継ぐ	児童福祉法に基づく事務事業であり、法令やこれに基づく国基準等により実施			
081141	入退所管理事務	C	小田原市の事務処理方法に合わせる	・基本的に児童福祉法に基づく事務事業 ・就労による保育所等利用に係る最低基準は事業者・利用者の多い小田原市の水準で実施 ・利用者申込みの規模から入所判定会の実施が必要		○	51
081149	保育料算定事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、両市間で取扱いに違いはない			
081153	保育料徴収事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	両市間の取扱いに差異はない			
081159	保育料滞納整理事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務事業であり、両市間で取扱いに差異はない			
081162	保育所設置認可及び児童福祉施設指導監査等調整事務	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	児童福祉法に基づく県事務事業であり、法令やこれに基づく基準等により県が主体で実施			
081209	入所児童健康診断の実施	C	小田原市の水準に合わせる	・公立保育所数の多い小田原市の水準で年2回実施 ・類似団体事例においても児童福祉法の基準どおり実施している		○	52
081215	保育所に係る市有財産の貸付等	C	現行のまま合併後の市へ引き継ぐ	小田原市のみで実施している事務事業で、対象をさくら保育園1園に限定した事務			
081233	利用者支援事業（特定型）	C	南足柄市の水準に合わせる。	南足柄市のみで実施のため、同市の水準を継承の上、実施する。	○		53
082106	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）	B	両市の運営方式を継続する。ただし、負担金や運営水準は小田原市の水準とし、5年を目途に小田原市方式に統合する。	小田原市は、ほぼ直営方式、南足柄市は保護者が運営（一部NPOへ委託）しており、運営方式が異なるため、すぐに統一した運営方法にすることは難しい。		○	54
082110	街頭指導活動等充実事業	C	小田原市のパトロール方式を準用する。（※青少年専任補導員3人）	警察OBの青少年専任補導員による街頭指導活動を継続する。			
082124	地域・世代を越えた体験学習開催事業	C	南足柄未実施のため小田原市の実施方法にて行う。	子どもの成長につながる本事業は必要性が高く、効果的なため南足柄市では実施していないが、合併後の市においても継続する。		○	55
082125	地域体験学習事業	C	南足柄市は未実施のため小田原市の事務処理方式にて継続実施する。	合併後の市においても地域のコミュニティの形成や世代間交流が図られる本事業は継続の必要性がある。		○	56
082126	青少年交流事業	C	南足柄市の新規子ども会リーダー研修会・新規指導者研修会事業のうち、新規子ども会リーダー研修会を小田原市の青少年交流事業と統合する。新規指導者研修会事業を小田原市の前期・後期育成者・指導者研修会と統合する。（別事業として別日に実施する）事業区分は、子ども会支援事業と統合し実施する。	青少年交流事業（チャレンジアンドトライ）は南足柄市の事業の新規子ども会リーダー研修会と統合する。		○	57
082127	友好都市交流事業	C	平成29年度をもって廃止予定				
082128	地域内子ども交流事業	C	南足柄市は事業未実施のため、小田原市における子ども会支援事業に位置づけ、小田原市の事務処理方式を適用し継続実施する。	ふれあい子どもフェスティバルは市内の小学生相互の親睦・交流を深めることを主目的とする必要な事業であるため、継続実施する。事業としては子ども会支援事業と統合し、市子ども会連絡協議会への委託事業として実施する。		○	58
082129	相談及び自立・更生支援充実事業	C	①実施方法等については、小田原市の方式を適用する。 ②相談対象年齢については、小田原市の年齢要件（0～30歳代まで）を適用する。	年齢要件については、子ども・若者育成支援推進法の対象範囲とする。		○	59

082130	青少年センター・青少年育成センター管理運営事業	B	青少年相談センター機能を一本化する。	健全な財政運営・行政改革の推進	○	○	60
--------	-------------------------	---	--------------------	-----------------	---	---	----

(9)経済部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
091103	中小企業経営支援事業	C	現行のまま支援を継続する。	「JNET」の構成団体には「あしがら青年会議所」も含まれており、既に南足柄市を包含した広域的な活動していることから現行のまま支援することとした。			
091104	起業家・創業支援事業	C	「創業支援事業計画」を小田原市分、南足柄市分を合わせた計画に修正する。また、個別の事業については、南足柄市エリアも含めた中で小田原箱根商工会議所が中心となり、各機関が連携して実施する。	小田原市においては、平成29年度より小田原箱根商工会議所が中心となり個別の事業を推進することで既に合意されており、手法を変えることは難しいことから、エリアの拡大が現実的な方針と考える。			
091105	おだわら起業スクール	C	合併後の市域にエリアを拡げて現行の事業を継続実施する。	起業スクール自体の水準を下げることは、創業希望者のニーズに反することである。この事業は、両市において有用な事業であるため、エリアを拡げて実施するのが有益であるため。		○	61
091106	産業勤労者表彰事業	C	合併後の市民を対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。	この表彰制度は、中小零細企業にとっては数少ない制度であり、表彰の水準を下げることによる経済効果はわずかであるため、今後は小田原市、南足柄市の中小零細企業を対象を拡げ、事業を継続実施する。		○	62
091109	中小企業融資等支援事業	B	小田原市の制度に一本化する。南足柄市中小企業融資条例を廃止し、要綱で定めるものとする。	融資制度の縮小は、他市の制度と比較すると中小企業支援策として充分ではないので、市民サービスを維持するため小田原市の制度を採用する。			
091110	地域経済循環型住宅リフォーム支援事業	C	合併後の市民を対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。	地域内で経済を循環させる小田原市独自のシステムが既に確立していることから、地域経済の活性化のため現行の事業を継続実施することとした。		○	63
091113	商工会、商店街振興会及び協同組合の設立許可等	C	現行のまま事務処理を継続する。	中小企業協同組合法に基づく事務のため、二市とも同様の事務内容であるので、現行のまま継続する。			
091114	鉱業に関すること	C	現行のまま事務処理を継続する。	鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律において、県から要請があった場合に生ずる事務であることから継続とする。			
091115	緊急物資の調達	C	現行の協定を継続することを前提とし、協定先に協定の継続について確認を行う。	協定の内容は基本的に同じであるので、地域防災計画に基づき、協定先の意向を確認した上で継続とする。			
091124	企業市民まちづくり協議会事務	C	南足柄市の類似事業との統合を図り存続する。	市内既存企業との関係強化を図ることは流出防止に資するだけでなく、よりいっそうの経済活性化につながるものであることから、情報交換の場を無くすことは考えられず、両市の既存スキームの統合を図りながら存続させる。			
091125	市内企業との交流連携に関する事業	C	南足柄市の類似事業との整合を図りながら存続する。	市内企業との関係強化を図ることは流出防止と経済活性化に資するものであり、必須の事業であることから、両市の既存スキームの統合を図りながら存続させる。			
091127	神奈川県地域産業活性化協議会事務	C	継続して参画する。	「地域産業活性化基本計画」は、企業立地促進法に基づいて県及び県下市町村が連携して策定するものであり、地域内に企業を誘致しようとする市町村は須らく参画すべきものである。なお、平成28年度末をもって基本計画が改訂され、新たに「未病関連産業」等が位置付けられる予定である。			

091128	神奈川県産業技術交流協会事務	C	県において議論されている神産協の今後のあり方を注視しつつ、継続して参画する方向で検討する。 *承継する団体やスキームが無い場合があるほか、相応の負担が発生するスキームとなる可能性もある。	企業(特に中小企業)にとって個別では開催し難い各種技術修得・習熟研修等の機会を協会が提供することは大きなメリットであり、そうした団体やスキームに参画することは必要なことであるから、今後の組織のあり方を注視しつつ柔軟に対応していく。			
091130	各種調査等事務	C	従来どおり継続する。	必然的に対応が必要である。			
091131	企業CSR推進事業	C	小田原市の水準を適用する	あくまでも企業の自主的取り組みの支援であり、ニーズに応じた対応を図る。			
091132	適正計量普及事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを合併後の市の市域に広げる。	法令に基づく業務のため。			
091133	小田原梅まつり菓子展示会開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続する	開始以来、60回以上続いている事業であり、本市の伝統的なイベントのひとつとして定着しているほか、親子が楽しめるイベント、世代間の交流へも貢献しており、これまでの内容を大きく変更することは考えていない。			
091134	「ブランド」魅力PR事業	C	事業の実施については小田原市の事務処理方法を適用し、対象産品を合併後の市の市域の地場の産品とする。なお、事業に係る予算は「0」とする。	市の名産品や特産品等を地域資源・観光資源として市内外へ相乗的に広く周知・PRを図ることを目的とし、合併後も同様にPRする必要がある。特別なイベントの開催ではなく、産品各々のイベントに相乗りするような手法により、費用を掛けず展開する。			
091139	商店街診断士派遣事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを合併後の市の市域に広げる。	商店街だけでは課題が解決できない場合もあり、その案内役となるアドバイザーの派遣は必要である		○	64
091140	流動客調査実施事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し実施する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。(市域拡大に伴い、小田原駅周辺がどのように変わるかを見極める上で、現行調査ポイントを継続)			
091146	なりわい交流館管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続する。 (開館時間や、日数については、現在12月31日のみ休館としており、特に支障をきたすものでないため変更はしない。現行の体制が浸透していると感じていることから、現行方法が望ましいと考える)	年間利用者も多く(3万人台)、地元の方も親しみをもって戴いていることから、現行のまま継続する。(同施設は利潤を追求するような施設でない)			
092101	入込観光客調査事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、合併後の市として実施する	過去の調査結果との関連もあるため、既存の調査地点については、小田原市の方式を適用して調査を実施することとし、新たな調査地点の検討も行う。			
092102	北条五代観光推進協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、合併後の市として参画する	本協議会は、小田原市が中心となり、組織された協議であり、結成以降、事務局をになっている状況から、継続以外の方向性は考えられない。			
092103	日本忍者協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して参画する。	本協議会は、平成27年に組織されたばかりの広域連携組織であり、小田原市長は設立準備会の発起人に名を連ね、現在は副会長を勤めている状況から、継続して取り組む以外の方向性は考えられない。			
092104	(社)神奈川県観光協会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として加盟する	今後も県内市町村とともに観光振興を図るため、合併後の市として新たに加入する。負担金の額については、加盟する県内の各市町村との協議が必要となる。			
092105	西さがみ観光協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として新たに加盟する	本協議会は、県西地域の観光振興を目的とした広域連携組織であり、合併後の市が誕生したとしても、必要な取組みである。また、負担金については、前例がないケースであるため、加盟する他市町と協議を行った上で、金額を決めていくことになり、現在のところ削減規模は不明である。			

092107	神奈川県観光振興対策協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として新たに加盟する	本協議会は、県内の観光振興を図ることを目的に設置され、県及び県内の全市町村で構成されている。また、毎年、各市町村が協力するかたちで、「入込観光客調査」などを実施しているため、合併後の市として新たに加盟する方向しか考えられない。			
092108	西さがみ地区観光フェスティバル事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として新たに参画する。	本事業は、県西地区両市3町の広域的な観光キャンペーンを展開するものであり、合併後の市として加盟しても特段の影響はないものとする。			
092109	全国梅サミット協議会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、合併後の市として参画する	今後も広域的な連携による取組みは必要不可欠であることから、引き続き合併後の市として参画する。			
092110	小田原城名物市出店事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	本市にゆかりのある市町をPRする絶好の機会となることから、継続して事業を実施する。			
092111	公益財団法人日本さくらの会事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	今後の桜の植え替えを進めていく必要があることから、継続して実施していく。			
092132	城址公園管理運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する。	城址公園は多くの観光客等が訪れる場所であるため、公園内の適切な維持管理等を行い、来訪者に魅力的なイメージを常に持たせていく必要がある。また、平成28年3月に策定した「観光戦略ビジョン」でも、本事業を含む「小田原城の魅力向上」は、リーディングプロジェクトに位置付けられており、現在の水準を下げる等の別案は考えられない。			
093103	鳥獣被害防止総合対策交付金	B	小田原市の事務処理方法を適用する。(小田原市へ統合する。)	統一した鳥獣被害対策を実施するため			
093104	鳥獣被害防止計画の定期的な変更業務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。(小田原市へ統合する。)	統一した鳥獣被害対策を実施するため			
093105	鳥獣被害対策実施隊の隊員報酬支出事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。(小田原市へ統合する。)	一市一計画に取りまとめするため。両市における支援の内容を確認したうえで、必要に応じて支援の範囲を見直し・統一する必要がある。			
093107	農産物ブランドプロモーション事業	B	小田原市の事務処理方法を適用する。(行革とは別に事業実施にあたり、精査しつつ進める。)	南足柄市にて該当する事業がないため、小田原市の事務処理方法を適用し、南足柄市の農産物のプロモーションも行うため。また、十郎梅ブランド向上協議会においても、南足柄市にて該当する事業がないため、小田原市の事務処理方法を適用し、南足柄市における梅生産者の支援を行う。行革とは別に、事業実施にあたっては、精査、検討を行う。			
093108	小田原梅品評会運営委員会事務	C	廃止する。	品評会事業について、一定の事業実施による効果があったとみなし、平成29年度以降は廃止とする。品評会事業廃止に伴い、小田原十郎梅ブランド向上協議会に一部事業を移管する可能性あり。			
093109	神奈川県茶業振興協議会事務	C	同一事務のため現状維持で継続	神奈川県茶業振興協議会への参加及び負担金の支出を行う事務であるため、現状維持とする。			
093113	小田原市有機の里づくり協議会事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	当該協議会は、国が推奨する有機農業の推進を図るものであり、小田原市としても農業振興の観点から当該協議会に対して必要となる支援を行っていく必要があるため、小田原市の事務処理方法を適用することが最良であるため。			
093114	農業まつりの企画・運営事務	B	執行方法等を検討し新たに実施	両市の農業祭を統合し内容を調整			
093116	梅の里センター等の施設管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	農業振興施設が南足柄市にないため			

093117	梅の里センター等の自主事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	農業振興施設が南足柄市にないため			
093119	農村公園、三角公園、足柄万葉公園の維持管理事務	C	現状維持で継続する。	同一事務のため			
093122	畜産会運営事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市共通で実施する事業に加え、小田原市では畜産会が組織されていることから、小田原市の事務処理方式での事業実施が不可欠となる。			
093129	農用地証明書発行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市の手数料条例を踏襲する。			
093130	多面的機能支払交付金受付・審査等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では活動団体が存在しないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。			
093133	小田原市農政協議会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	協議会の構成員であるかながわ西湘農業協同組合が南足柄市を含めた両市8町を管轄区域としているため			
093135	県西営農支援センター協議会事務	C	同一事務のため現状維持で継続する。	県西地域の農業の振興のため農家等へ支援を行う機関として必要と考える。 この事業は、就農者の高齢化、後継者や担い手不足による耕作放棄地の拡大、鳥獣被害等の営農に関する課題に広域的に対応することを目的として設置した組織であり継続をすることであるため方針は1つとした。			
093136	小田原市農産物加工品普及推進協議会事務	C	廃止する。	平成28年度総会において、平成28年度事業終了をもって協議会を終了することを承認済み。			
093139	農業使用安全指導事務	C	同一事務のため現状維持で継続。	相談者からの農業に係るトラブル・苦情相談への対応にあたって、県と連携しながら、住宅地等における農業使用に際しての遵守事項の指導、必要に応じて現地での事実確認等を行う必要があるため現状維持			
093140	特定法人貸付等事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市では事務を取り扱っていないため、小田原市の事務処理方式を踏襲するもの。子どもと生活文化協会の市民農園事業は、法令上、市が当該事務を継続しなければ事業ができなくなるため、事務は廃止せず継続とする。			
093151	中山間活動集落支援事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	現在、小田原市で1集落が計画を作成し事業を継続しているため、現状の事務処理方式を適用する。（南足柄市該当事業なし） 法に基づく事務のため、調整の余地なし。			
093152	小田原オーリーブ研究会事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する	南足柄市に該当する事業がないため			
093156	湘南ゴールド振興協議会負担金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に該当する事業がないため。			
093157	地域農業再生協議会事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	ほぼ同一の施策の為。			
093158	教育ファーム推進事業における水稻栽培体験学習事業事務	C	廃止する。	学校と農家が直接やりとりできるものとして廃止			
093159	各種農家団体事業事務	C	現状維持	各種農家団体に対する名義後援や、イベントの支援を行う事務のため現状維持とする。			
093160	グリーン・ツーリズム支援事務（拠点施設管理事務）	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	整備済みの拠点施設は維持管理が必要となるため、現状の事務処理方式を適用する。（南足柄市該当事業なし。）			
093162	オーナー制度支援事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			

093163	市民農園整備事業事務	C	市が運営・管理している市民農園について、民間活力の導入することで廃止を目指す。	市が運営・管理をしている市民農園については、民間活力を活用し、民営の農園に移行する。			
093164	認定農業者の認定事務	B	内容を再検討し設定する。	各市の状況に合う基本構想を作成する必要があるため。			
093169	いこいの森・足柄森林公園丸太の森管理運営事務	B	当面維持後、あり方について検討を行う。	両施設が類似しているため、丸太の森の将来的なあり方について検討する。			
093179	協力協約締結箇所整備における所有者負担金の徴収事務	C	同一事務のため現状維持で継続	同一事務のため現状維持で継続			
093223	青果市場連絡協議会事務	B	青果市場管理事務の方向性により決定していく。それまでは現状維持する。	青果市場の今後のあり方に付随するものである。			
093236	農業委員会制度変更に伴う農業委員会委員任命事務	C	同一事務のため現状維持で継続 改正後の選任は完了したので、3年後の改選時に地区に配慮して選任する。	法律に定められた規定による。			
093253	市営漁港管理事業	C	現行のとおり実施する。	市営漁港管理事業をしているのは、小田原市だけであり、市営漁港施設使用料は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093269	水産市場施設管理運営事業	B	現行のとおり実施する。	水産市場施設管理運営事業をしているのは、小田原市だけであり、規模は違うが、類似団体と比較しても同水準であるため。			
094102	農業委員会費交付金	C	農業委員会等に関する法律第2条第1項、同法第6条第1項の規定に基づく事務に要する経費で、委員及び職員に要するもの、その他法令で定めるものの財源に充当するため、市町村に対して交付金を交付する都道府県に対し交付する制度であることから、神奈川県が交付するものである。	交付金のため、調整事項なし。			
094105	農業委員会総会	C	農業委員会総会の開催について、現行と同様に毎月1回開催する	総会は、県の調査期日や県農業会議で開催される常設審議会の日程を踏まえ、毎月1回開催しており、特に変更すべき点はない。			
094107	農用地等証明手数料（農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願）に係る事務	C	「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」及び「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続きについて」（通知）に基づくもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094108	農用地等証明手数料（農地法第5条第1項の適用を受ける買受適格証明願）に係る事務	C	「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」及び「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続きについて」（通知）に基づくもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094109	農用地等証明手数料（引き続き農業経営を行っている旨の証明願）に係る事務	C	租税特別措置法第70条の4第1項及び「租税特別措置法第70条の6第1項」の規定に基づくもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094112	農用地等証明手数料（非農地証明願）に係る事務	C	「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（神奈川県）の規定に基づくもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、上記運用指針（神奈川県）により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094113	農用地等証明手数料（相続税・贈与税の納税猶予に係る適格者証明願）に係る事務	C	租税特別措置法第70条の4第1項及び租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づくもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			

094114	農用地等証明手数料 (生産緑地に係る農業 の主たる従事者につい ての証明願)に係る事 務	C	農業委員会等に関する法律第6条に、農業委員会の所掌事務が規定されている。また、生産緑地法第10条及び生産緑地法施行規則第5条に規定する様式第二備考1により「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を農業委員会が証明することとされている。従って、本事務は、法律の規定によるもののため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094119	農用地等証明手数料 (転用事実確認証明 願)に係る事務	C	転用事実確認証明願について、(県からの転用許可書である)許可指令書の交付時に渡す書類で、工事が完了した時点で工事完了報告書と共に申請者より提出されるものである。この証明は、農地が転用されたことを証明するもので、調整事項はない。	調整事項なし。			
094124	農業者年金事務受託金 農業者年金事務	C	独立行政法人農業者年金基本法第10条に基づき設立された独立行政法人農業者年金基金と、両市とも農業者年金業務委託契約を締結し事務受託しているものである。ついては、本事務の実施について調整事項はない。	両市とも農業者年金業務委託契約を締結し事務受託しているものであることから、本事務の実施について調整事項はない。ただし、合併に際しては、業務委託契約の変更など協議が必要となる。			
094128	農用地等証明手数料 (農地転用届等受理 済・許可済証明願)に 係る事務	C	農地転用届等受理済・許可済証明願について、両市ともに、現在発行していることから、この業務の実施について調整事項はない。	発行について調整事項はない。			
094129	農用地等証明手数料 (耕作証明願)に係る 事務	C	農地法第3条第2項の規定に基づく事務であり、合併には影響しないものである。	本事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
095105	選手宿舎運営管理事業	C	現行のまま存続させる	競輪供用以外にも、一般供用で有効利用されているので、現行のまま合併後の市に引き継ぐ			

(10)都市部会

事務事業 番号	事務事業名	協議 ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業 調書
					小田原市	南足柄市	
101101	まちのルールづくり コーディネーター派遣 事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101102	国費請求事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事業であるため基本的な事務処理に差異はないが、規模的な面を勘案し、小田原市の方式を適用とした。			
101104	バリアフリー基本構想 等推進事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101105	都市防災基本計画策定 事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101107	都市計画審議会運営事 務	C	両市の事務処理方法を適用する。	法に基づく設置であり事業概要に差異がないため。			
101109	都市政策の総合的企画 及び調整事務	C	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	事業概要に差異がないため。			
101111	少年院移転後の跡地利 用関連事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務事業が存在しないため。			
101112	街づくりルール改革計 画事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務事業が存在しないため。			
101113	街づくりルール形成支 援事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業が存在しないため。			
101115	住宅政策事務	C	両市の事務処理方式を採用する。	法令に基づく事務事業であり差異がないため。			
101116	神奈川県居住支援協議 会	C	両市の事務処理方法を適用する。	県協議会の対応であり両市の事務処理に差異がないため。			

101117	高齢者の居住に関する事務	C	両市の事務処理方式を適用する。	法令に基づく事務であり両市の事務処理に差異がないため。			
101118	マンションに関する事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	法に基づく事務であり両市とも事業として存在しているが、南足柄市に実績がないため。			
101119	低炭素都市づくり推進事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101120	立地適正化計画策定ならびに推進事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市に当該事業が存在しないため。			
101124	地区計画決定事務 ①小田原漁港地区地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101125	地区計画決定事務 ②小田原駅東口お城通り地区地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101126	地区計画決定事務 ③市街化調整区域の地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101127	地区計画決定事務 ④鬼柳・桑原の市街化区域編入に係る地区計画	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101128	地区計画決定事務 ④竹松・壺下の市街化区域編入に係る地区計画	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101129	地区計画の届出事務	C	統合	現行の事務。統合により指定地区数が増えるのみ。			
101130	景観評価員制度事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	景観評価員は、景観協議において時間を要することなく、個別に専門家の意見を随時聴くことができ、定期的な開催となる審議会では間に合わない案件に対応出来る。			
101131	景観意識高揚事業	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	共通して開催しているデザイン講習会に加え、景観絵画展等さらなる景観意識高揚となる、南足柄市の水準を適合する。			
101136	歴史的風致維持向上計画推進事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、推進する歴史的風致維持向上計画がないため。			
101137	社会資本総合整備計画運用事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、実施している「街なみ環境整備事業」がないため。			
101138	都市計画道路見直し事業	C	当面は両市それぞれに都市計画道路見直し検証を行う。	前回、次回の見直しの進捗やスケジュールに差異があるため。			
101139	幹線道路網再構築事務 (都市計画道路マスタープラン改定事務)	C	・幹線道路網の再構築に向けた検討を統合して行う。 ・合併までに、合併後の市の幹線道路ネットワークの実情を把握し、再編に向けた検討スケジュールを調整する。	幹線道路網を一体的に再編するため。			
101141	酒匂右岸幹線検討連絡会	C	・合併後の市として連絡会に参画し、事務事業を行う。 ・合併までに、連絡会と調整を図る。	・もともと、両市が参画している連絡会であることから			
101142	都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進協議会	C	現行のまま存続させる。	南足柄市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
101143	第7回線引き見直し事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市と南足柄市の事務事業の現況に大きな差異がないため。			
101144	鬼柳・桑原保留区域の市街化区域編入事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101145	竹松・壺下保留区域の市街化区域編入事務	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			

101146	足柄産業集積ビレッジ構想の推進 (土地利用)	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101147	足柄産業集積ビレッジ構想の推進	C	南足柄市の事務処理方式を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101148	足柄産業集積ビレッジ構想の推進	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	小田原市に当該事業がないため、南足柄市の方式を適用する。			
101149	1. 地域地区の決定事務 ①用途変更	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も同様の事務処理のため。			
101212	都市計画に関する諸証明書並びに都市計画図の写しの発行に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市徴数量条例に基づく事務処理			
101223	土地区画整理事業	C	両市の事務処理方法を適用する。	法に基づく事務であり差異がないため。			

(11)建設部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
111101	国道の整備促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特にない。			
111102	西湘バイパス延伸整備に関する事務	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111103	国道の住民要望等に対する連絡調整に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特にない。			
111104	南足柄市と箱根町を連絡する道路に関すること(道路建設・地域活性化策)	C	現行のまま存続させる。	南足柄市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111105	県の河川事業の整備促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特にない。			
111106	県管理河川の住民要望等に対する連絡調整に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により事業規模が拡大するが、スケールメリットは特にない。			
111107	県立おだわら諏訪の原公園の整備促進に関する事務	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111108	県立おだわら諏訪の原公園の住民要望等に対する連絡調整に関する事務	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			
111109	急傾斜地崩壊危険区域の整備促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により対象地区が増えるが、スケールメリットは特にない。			
111110	土砂災害警戒区域等の指定の促進に関する事務	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。	合併により対象地区が増えるが、スケールメリットは特にない。			
111111	二次災害防止応急対策事業	C	現行のまま存続させる。	合併後の市に引き継ぐことにより、(旧)南足柄市の区域もカバーできる。			
111112	特殊地下壕の埋め戻し事業	C	現行のまま存続させる。	小田原市の地域特性・事情を踏まえ実施されてきた固有の事業であるため、現行のまま合併後の市に引き継ぐ。			

111115	自動車重量譲与税に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、算定基礎データについては、統合データの運用までの間は、既存データを活用する。			
111120	駅前広場の占用・掘削・乗入れの許認可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象となる駅前広場の多い小田原市の方式を適用する。 (小田原市：4駅6広場、南足柄市：1駅1広場)			
111133	境界確定図及び土地境界証明の発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 小田原市の管理システムにデータを統合する。	処理件数の多い小田原市の方式を適用する。 合併時に小田原市の管理システムにデータ統合を図り発行する。			
111138	公共基準点の成果表及び点の記の発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 小田原市の管理システムにデータを統合する。	処理件数の多い小田原市の方式を適用する。 合併時に小田原市の管理システムにデータ統合を図り発行する。			
111154	法定外公共物所管確認証明事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 小田原市の管理システムにデータを統合する。	処理件数の多い小田原市の方式を適用する。 合併時に小田原市の管理システムにデータ統合を図り発行する。			
111158	地域安心安全道づくり事業	C	同一事業のため、両市の事業を現行のまま存続させる。 実施方式は自治会連合会（単位自治会）ごととする。	小田原市方式の自治会連合会（単位自治会）ごとで実施した方が効果的であるため。			
112117	幹線道路整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			
112123	河川管理事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
113105	都市公園等維持管理事務	C	①は、小田原市、南足柄市共に当面は現行とおりとする。 ②③④は、現行とおりとする。	維持管理は、両市それぞれ当面は現行とおりとするが、将来的には、費用対効果の見込める業者等委託へ移行する。			
114104	市営住宅入居者募集事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、募集のしおりの配布期間を延長する。	市営住宅の管理戸数、募集戸数の多い小田原市の方式を適用して定期募集を実施するが、しおりの配布期間を延ばすことで、申込者の増加が見込める。		○	65
114105	市営住宅入居者資格基準事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する	入居戸数、入居者数が多い小田原市の方式を適用する			
114106	市営住宅入居者募集受付審査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。			
114107	市営住宅入居者公開抽選会の開催事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。			
114108	市営住宅入居者優先基準作成事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。			
114111	市営住宅入居者入居事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。			
114113	市営住宅入居者の斡旋事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	入居申込者、募集戸数の多い小田原市の方式を適用する。			
114114	市営住宅各種申請及び届出受付、承認・不承認決定事務	C	両市の事務処理方法をそのまま適用する。	両市の事務処理方式に差異はないため、そのまま引き継ぐ。			
114115	市営住宅駐車場の管理業務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	小田原市の提出書類にある長期不使用届は、提出例がなく必要がない。南足柄市では使用台数について住宅によっては2台目以上を認めており、利用者の保全のため南足柄市の方式に倣う。			
114116	市営住宅入居者の収入認定及び家賃決定事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、収入申告書の配布、提出は毎年7月とする。	事務処理については入居者数の多い小田原市の方式を適用するが、年度末までの収入申告書の回収率を考慮し、早期配布・提出期限とする。			
114120	市営住宅使用料滞納者等対応事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	管理戸数、入居者数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。			
114122	高額所得者明渡し事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	管理戸数、入居者数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。			

114123	市営住宅入居者の退去手続き事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居者の多い小田原市の事務処理方式を適用し、これまでの退去者への取扱いとの公平性を図る。			
114125	市営住宅敷金管理事務	C	現状のまま合併後の市に引き継ぐ。	市営住宅入居者の敷金の取扱いについて、両市で差異がないため、現状のまま合併後の市に引き継ぐ。			
114126	市営住宅管理人事務	B	小田原市の事務処理方式を適用し、管理人会議は毎年4月に1回とする。	事務処理方式は管理人の現員数が多い小田原市の方式とし、管理人会議を年1回の開催とすることで、事務の軽減を図る。			
114127	市営住宅かわらばん編集・発行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	入居世帯数が多く、周知すべき事項についてかわら版の発行が必要なため、小田原市の方式とする。			

(12) 下水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
121104	財産管理事務	C	車両の台数は両市合算とし、賠償責任保険については、南足柄市の事務処理方式を採用する。	車両台数については、合併後の業務量や人員及び執務室の位置等により変化することが予想されるが、現段階では合併後の体制が未定のため、両市合算とする。また、保険料については、類似団体事例を参考にして、南足柄市と合わせることで、損害時の賠償等を手厚くする。			
121110	財務管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市は地方公営企業法を適用し、財務管理事務を行っている。一方、南足柄市は平成29年度に同法適用の予定である。このため、先行して同法を適用している小田原市の事務処理方式を適用する以外の方針は考えられず、1案となる。資金計画については、適時に把握する必要があるために毎月とする。			
121135	処理場周辺対策事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	当該事務事業は、主に神奈川県施設(下水処理場)の設置に伴う対策として行っている事業であり、かつ小田原市だけの事業であることから、調整方針は上記のとおり、1案となる。			
121158	水道料金及び下水道使用料の窓口収納等事務	C	それぞれの旧市域に1箇所ずつ窓口を配置し、両市の事務処理方式を適用する。	現行の取り扱いを継続することにより、市民サービスの維持を図る。			
121159	排水設備工事指定工事店指定及び表彰事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、新規指定時期のみ南足柄市の事務処理方式を適用する。また、表彰制度は廃止する。	新規指定時期については、利便性を考慮し、随時受付とする。また、表彰制度は所期の目的を達成し、顕彰制度としての意義も薄れていることや、類似団体事例も参考にして、廃止とする。			
122106	下水道事業に必要な各指標に関する事務	C	降雨強度や原単位など計画策定に必要な指標は上位計画を根拠としているものが多く、その項目や用途は同じであることから、詳細な数値の設定について各計画策定時に精査して決定していく。人口普及率等の実績値については、詳細な算定方法等が異なるため、合併前に算定方法や数値の根拠を整理し、合併後直ちに新たな指標による下水道の整備状況が示せるよう調整を図る。	各指標の設定については、両市とも同じ項目を設定、算定している。合併後の指標については、合併後の市全域を対象とした統計情報を集計し、全国的に統一された技術基準に基づき算定する必要があるため、方針案は1つとなる。			
122108	設計基準・マニュアルの作成・改訂事務	C	小田原市、南足柄市の基準を比較検討し、項目別に良い方を採用し新たな基準を作成し整備を進める。	統一基準を設けることにより、設計者、整備地区等によるバラツキをなくし、効率的な事務処理を行う。			
122113	申請に対する協議や審査等に関する事務	C	調整方針としては、事務担当者が相手の基準(小田原市の担当者は南足柄市の基準)を確認して、その違いを把握し、調整を行い、新たな基準を設定する。	協議や審査等に関する事務は合併後すぐに対応しなければならない事務であり、合併の前に統一した基準で実施できるよう調整を進める。また、審査基準等が急に変わってしまうと民間事業者が対応できないことが想定されるため、必要に応じて基準の変更内容や日時を周知する必要がある。			
122117	下水道管理センター管理事務	C	小田原市の管理事務をそのまま合併後の市に引き継ぐ。	小田原市単独の施設であるため、方針案は1種類のみとする。			

122121	ふれあい広場管理事務	C	小田原市の管理事務をそのまま合併後の市に引き継ぐ。	小田原市単独の施設であるため、方針案は1種類のみとする。			
122132	下水道事業の資機材管理事務	C	マンホール蓋の承認基準は3年を目途に統一するとともに、資機材の在庫管理については、小田原市の事務処理方法を適用する。また、合併後の市にふさわしいマンホールの新デザインの採用を検討する。	資機材の備蓄は災害等、緊急時に対応が可能となるため、小田原市の管理方法を適用する。また、材料の審査や承認及びデザインに関する事務は3年後を目標に統一する。			
122133	中継ポンプ場管理事務	C	運転管理の契約方法は、小田原市の事務処理方法を適用し、点検の頻度は現状のままとするが、3年後を目途に、より適正な点検頻度に統一する。また、小田原市下水道管理センターにて集中管理を行う。	小田原市の運転管理業務委託に南足柄市の点検管理業務委託を統合する。なお、点検の頻度は使用状況により大きく変動するため、南足柄市は年2回の定期点検で運転に支障がないため現状のままとするが、3年後を目途に見直しを行う。			
122136	マンホールポンプ管理事務	C	運転管理業務や清掃業務の契約方法は小田原市の事務処理方法を適用し、点検や清掃頻度は現状のままとするが、3年後を目途に、より適正な点検頻度にて統一する。小田原市管理センターにて集中管理を行う検討をする。	小田原市の運転管理業務委託に南足柄市の点検管理業務委託を統合する。なお、点検・清掃の頻度は使用状況（排水量）により大きく変動するため、南足柄市は年2回の点検・清掃で問題ないため現状のままとするが、3年後を目途に見直しを行う。			
122139	管路施設維持管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、テレビカメラ調査は老朽管を優先的に実施する。	歳出決算に対しての苦情件数の割合は両市ともほぼ同じ割合なので、清掃の頻度・箇所は両市とも現状のままとする。なお、テレビカメラ調査は老朽化した管渠を優先的に実施する。管路施設の維持管理については、現状の手法で行うことが最善であるため、方針案は1案とする。			

(13)水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
131101	財政計画	C	合併後の市における財政計画を策定する。	水道事業における予算編成や料金水準検討の前提となる財政計画を策定し、将来にわたる水道事業経営の健全化を図る。			
131109	イベント活動	C	これまで両市が行ってきたイベント活動を行う	これまで両市が行ってきたイベント活動を行うことで、水道事業に関する情報を周知する機会の増加する。			
131110	防災	C	両市の実施方法を統合し、新たな水準に再編する。	小田原市の実施方法を基本としつつも、南足柄市独自の実施方法を取り入れることで実施方法を統合する。			
131114	損害保険	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	補償限度額が高く、補償範囲の広い小田原市の事務処理方法を適用する。			
131119	庁舎等管理	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の事務所を現在の小田原市水道局庁舎に統一し、維持管理を行う。			
131120	固定資産・貯蔵品等管理	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	件数の多い小田原市の方式に合わせる。			
131123	車両・備品管理	C	管理方法は小田原市の事務処理方式を適用するが、車両・備品については、両市の台数を合算するなど、事業運営上必要な数量を配備する。	管理方法は、件数の多い小田原市の事務処理方式を適用するが、車両数については、通常の維持管理や災害時等の対応が可能となるよう、両市の台数を合算する。また、パソコン、無線機についても事業運営上必要な数量を配備する。			
131128	広報・広聴	C	両市が行っている広報・広聴活動を合わせるが、水道キャラクターは廃止する。	両市が行っている広報・広聴活動を合わせて、様々な機会・手法により水道事業を周知する。ただし、南足柄市の水道キャラクターは廃止する。			
131134	予算・決算	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事業規模の大きな小田原市の事務処理方式に合わせる。			
131147	公金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	出納・収納取扱金融機関や口座振替の利用が可能な金融機関数が多い小田原市の方式に統一する。		○	66

131184	他会計負担金等請求	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	消火栓に要する経費は、小田原市の事務処理方式のとおり実費に基づき算定する。移設に係る費用は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」に則り減耗分を控除する。工事の設計や現場管理などに従事する水道事業職員の人件費相当分として、事務費を加算する。			
131211	給水装置関係諸手数料徴収業務	C	現行のまま存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行のまま存続する。			
131218	指定給水装置工事事業者の指定等業務	C	現行のまま存続する。	両市の実施方法に差異がないため、現行のまま存続する。			

(14) 議会部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
151102	議会図書室管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の市の事務所の位置が小田原市になった場合			
151103	議員研修事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市の研修内容を取り入れる。	議員研修事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151104	勉強会開催事務	C	事務事業番号151103議員研修事務に統括	151103に、市政に係る重要案件等の説明が含まれていることから、包含する方式を適用する。			
151105	各種議長会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市制の継続に変更はないので、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151106	議員懇話会・親睦会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	親睦会事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151108	議員報酬事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支給事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151109	期末手当事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支給事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151110	費用弁償事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支給事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151111	議員共済会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支払事務等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151112	各会派代表者会議	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	運営方法等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151113	各種表彰事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	各種表彰事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151114	各種届出、推薦事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	各種届出事務等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151115	外部団体等との交流事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	交流事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151116	公印管理事務	C	合併後の市の名称での公印を保管・管理する。	合併後の市の名称の協議結果を受けての調整となる。			
151117	交際費事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	支出事務等に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151118	議場・議会関係各室維持管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	合併後の市の事務所の位置が小田原市になった場合			

151119	議長車管理事務	C	両市の議長車を合併後の市に引き継ぐ	合併後の市において議長車管理事務を円滑に行うためには上記取扱いが適当である。			
--------	---------	---	-------------------	--	--	--	--